

みどりのたより

76号 2019年12月25日

CONTENTS

新年のあいさつ	1
I. 行政情報	
1. 改正農薬取締法関連	
(1) 農薬を遵守すべき者が遵守すべき基準を定める省令	2
(2) 再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件(官報)	2
2. 平成30年度の農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数及び都道府県における蜜蜂被害軽減対策の検証結果	2
3. 農薬の航空散布を巡る現状	4
4. 平成30年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」	5
5. 令和元年度の病虫害発生予察情報発表状況一覧	5
6. 平成30年度森林病虫害被害量について	7
7. ゴルフ場で使用される農薬に関わる平成30年度水質調査結果	8
8. その他「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」	10
9. 農薬の登録状況	10
10. 令和元年度ゴルフ場・緑地分野の農薬出荷実績(速報、暫定値)	12
II. 緑の安全管理士会	
1. 2019年度「緑の安全管理士会」	13
2. 事務局からの連絡とお願い	13
3. 支部大会(資格更新研修)における事務局報告	14
III. 緑の安全推進協会	
1. 「緑の安全管理士」113名が誕生(第一次)	18
2. 2019年度「緑の安全管理士」更新研修会(兼支部大会)	18
3. 「緑の安全管理士」資格更新の要件等	19
4. 講師派遣事業について	19
5. 農薬電話相談室について	19
6. 農薬の安全使用等についての「リーフレット」	20
7. 「グリーン農薬総覧2020年追補版」(3月刊行予定)	20
IV. 令和元年度 植物防疫地区協議会資料	
・ 会議資料目次	21
V. 「緑の安全管理士」に係る届出様式等	
1. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書	47
2. 「理由書」(資格更新研修会欠席)	48

新年のご挨拶

公益社団法人 緑の安全推進協会
会長 根岸寛光

新年を迎え、年頭の御挨拶を申し上げます。

当協会は農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発を活動の柱に、平成7年に社団法人として発足し、さらに同25年度からは公益社団法人として、より一層の社会的責任を果たすべく活動を進めてまいりました。

わが国で使用される農薬は農薬取締法に基づく登録制度により、厳格な検査の上でその安全性が科学的に担保されています。農薬使用に当たっては、農薬のラベルに記載された使用基準や注意事項を守ることが、農産物の消費者や農薬の使用者、さらには周辺環境への安全性を確保する前提になっています。従って、いかに「農薬の適正使用」を徹底するかが農薬の安全確保にとっての重要課題になります。

このような中、一昨年来農薬取締法や関連法規の改正等が進められています。改正のポイントはいくつかありますが、農薬の使用者に対する安全性の理解や適正使用等の法令遵守が、これまで以上に強く求められるようになったことは間違いありません。このことは、農薬に関する専門的知識を持ち、農薬使用の現場で実践的な指導監督を行いうる専門家として、「緑の安全管理士」の責任ある活動がより一層求められていることでもあります。

法令改正の一方で農薬をめぐる技術は日進月歩であり、管理士資格を認定（取得）されたといっても常に新しい知識や情報を吸収し、資質の継続的な向上に努めることがなければ、専門家としての社会的使命に応えられなくなります。当協会では、常日頃から必要とされる最新の技術情報を収集してこれを身につけ現場で活用していただけるよう、「緑の安全管理士」の皆様に向けて定期的に情報提供を行っています。また資格の認定および更新の研修に際して使用されるテキストについても鋭意改訂を進め、本年度は法令改正等に基づく内容の更新とともにカラー化を実施いたしました。

また、「緑の安全管理士」の方々には資格更新に際して、最終年度に1回と任意の時期にもう1回の支部大会（更新研修）への御参加をお願いし、最新の技術や話題等について情報収集をお願いしてまいりました。ただこれについては、メールマガジン等の充実もあって参加回数削減の御要望が支部会等を通じて寄せられるようになり、当協会としてはこれらの要望にお応えする形で本年度より制度を改め、義務としては5年の認定期間中の最終年度に1回だけの参加・受講を義務付ける形とし、更新作業の簡素化を図ることといたしました。しかしながら、自発的な研鑽・努力を行う上では、その時々生の情報を得る意味からも、可能な限り積極的に支部大会（更新研修）に参加することをお勧めする次第です。

農業を取り巻く状況は日々刻々変化を遂げており、これにともない「緑の安全管理士」の現場での活動についてもこれに適切な対応をしていくことが求められます。現在全国に約3,000名おられる「緑の安全管理士」の役割について、皆様の更なる自覚と使命感に期待するところです。当協会としては、緑の安全管理士制度の更なる普及と定着を実現し社会の期待に応えるべく、「緑の安全管理士」各位の積極的な参画を得て、地域活動の強化と組織の活性化を図るため、役職員一同、気持ちを一つにして精一杯の努力をしてまいり所存です。

今後とも会員各位のご支援を心からお願いする次第です。

I. 行政情報

1. 改正農薬取締法関連

- (1) 「**農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令**」の一部改正(令和元年6月28日官報号外52号183頁)

人畜に被害が生じないようにすること、生活環境動物の被害が発生し、且つ、その被害が著しいものとならないようにすること等、改正農薬取締法第二弾施行(令和2年4月1日)に基づく改正で。来年4月1日の施行となる。

(官報: <https://kanpou.npb.go.jp/old/20190628/20190628g00052/20190628g000520183f.html>)

同官報 175 頁～「関連する「農薬取締法施行規則」及び「特定試験成績及び信頼性確保のための基準に関する省令」の一部改正も告示されている。いずれも令和2年4月1日施行になる。

- (2) **再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件**(令和元年9月9日、官報88号8頁)

再評価を受けるべき農薬として以下の14剤が指定、官報に告示された(農林水産省告示第804号): イマダクロプリド/チアメキサム/チオベンカルブ/チフルザミド/プタクロール(以上資料提出期限令和3年10月1日-12月28日)、そしてアセタミプリド/イソチアニル/グリホサートアンモニウム塩/同イソプロピルアミン塩/同カリウム塩/同ナトリウム塩/クロチアニジン/D-D/ジノテフラン(以上資料提出期限令和4年1月4日-3月31日)

2. 平成30年度の農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数及び都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果 (令和元年7月30日)

【概要】(1) 平成30年度に、都道府県から農林水産省に報告のあった、農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害件数は21件。(平成30年度に報告された被害件数のうち、都道府県が、「被害の原因は、農薬以外である可能性が高いと考えられると判断した」ものを除く件数を集計(農薬か農薬以外のどちらの可能性が高いか判断できなかったものは件数に含む)) (都道府県別ミツバチ被害事例報告件数 別表1 次頁)

- (2) 平成30年度においては、全ての都道府県が対策を実施し、対策の効果があったと回答。

実施した対策のうち、効果があったと考えられると都道府県が回答した主な対策は、以下のとおり(都道府県数は項目間の重複あり):

- ・情報の共有(提供)に基づく対策の実施(巣箱の移動、巣門の閉鎖、避難場所の設置、蜜蜂に配慮した農薬散布等): 40 都道府県
- ・蜜蜂被害に関する知見、被害軽減対策等の周知(通知の発出、講習会での周知等): 32 都道府県
- ・被害軽減のための体制の整備(協議会の設置、開催等): 13 都道府県
- ・平成29年度に被害が報告された33件のうち、2件で30年度にも同一の場所で被害が報告された。31件については、巣箱の設置場所の変更、情報共有の推進による農薬散布期間中の巣箱の退避等の対策により、30年度に被害報告はなかった。

被害が継続している地域については、農林水産省も都道府県等に協力して、地域で更なる被害防止対策の検討・実施を進める予定。

農水 HP: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/h30_report.html

農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数 (別表1)

	27年度	28年度※	29年度※	30年度※
北海道	29	13	13	6
青森県	0	0	1	0
岩手県	3	1	2	1
宮城県	0	0	0	0
秋田県	0	3	3	0
山形県	0	0	0	1
福島県	0	4	1	2
茨城県	0	0	0	1
栃木県	0	1	4	1
群馬県	2	1	1	2
埼玉県	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0
長野県	2	0	0	0
静岡県	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0
石川県	0	1	0	0
福井県	0	0	0	0
岐阜県	1	0	2	0
愛知県	0	0	2	1
三重県	0	0	0	0
滋賀県	0	0	1	0
京都府	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0
和歌山県	5	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0
島根県	0	3	0	1
岡山県	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0
香川県	0	0	0	1
愛媛県	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0
福岡県	1	1	0	1
佐賀県	2	0	0	0
長崎県	0	0	0	0
熊本県	1	1	1	1
大分県	0	0	0	0
宮崎県	4	1	1	2
鹿児島県	0	0	1	0
沖縄県	0	0	0	0
計	50	30	33	21
被害が発生した都道府県数	10	11	13	13

※平成28年度以降は、報告された被害件数のうち、都道府県が、「被害の原因は、農薬以外である可能性が高いと考えられると判断した」ものを除く件数を集計(農薬か農薬以外のどちらの可能性が高いか判断できなかったものは件数に含む)。
 なお、平成28年度については平成28年7月7日から平成29年3月31日までの調査期間中に報告された被害件数を集計。

3. 農薬の航空散布を巡る現状

(1) 無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年7月30日)

両ガイドライン施行に伴い、「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」は廃止された。

農水 HP (無人ヘリコプターガイドライン) :

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mu_jin-116.pdf

農水 HP(無人マルチローターガイドライン) :

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mu_jin-115.pdf

(2) 空中散布における無人航空機の安全対策について(注意喚起)(国空航第 973 号、令和元年 8 月 9 日)

無人航空機の利活用の進展に伴い事故やトラブル等の件数が増加しており、航空局に報告のあった事案だけでも、平成 28 年度 55 件、平成 29 年度 63 件、平成 30 年度 79 件、令和元年度は 6 月末までに 15 件が発生しております。特に、最近では、農薬散布中の無人航空機が架線等に接触し墜落する事案が頻繁に発生しており、注意喚起している。

国土交通省 HP: <http://www.mlit.go.jp/common/001302760.pdf>

(3) 「空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱い」の一部改正について(元消安第 1958 号国空航第 1018 号、国空機第 639 号、令和元年 8 月 23 日)

「空中散布を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて」一部改正の連絡がありましたのでお知らせします。

農水 HP: [www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mu_jin-118.pdf#search=%27%E3%80%8C%E7%](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mu_jin-118.pdf#search=%27%E3%80%8C%E7%118.pdf#search=%27%E3%80%8C%E7%)

(4) 航空法施行規則の一部を改正する省令 (令和元年国土交通省令第 29 号) 及び「無人航空機の飛行禁止区域等を定める告示 (令和元年国土交通省告示第 461 号)」(令和元年 9 月 18 日付)

全面施行され、一部の空港について航空法第 132 条第 1 号の禁止空域が拡大されています。

国土交通省 HP: www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

(省令) <http://www.mlit.go.jp/common/001303814.pdf>

(告示) <http://www.mlit.go.jp/common/001303816.pdf>

(5) 令和元年度 有人ヘリコプターによる空中散布の実施計画 (令和元年 10 月 18 日公表)

農水 HP: http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_heri_keisaku.html

4. 平成30年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」（令和元年8月28日公表）

厚生労働省において、平成30年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び平成30年度輸入食品監視統計を取りまとめ公表。

【主な内容】 [] カッコ内は平成29年度の数値

- 平成30年度の輸入届出件数は約248万件〔約243万件〕、輸入届出重量は約3,417万トン〔約3,375万トン〕。届出に対して206,594件〔200,233件〕の検査を実施、このうち780件（延べ813件）〔821件（延べ852件）〕を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。
- 平成30年度のモニタリング検査では、98,521件〔97,509件〕の計画に対し、延べ99,920件（実施率：約101%）〔99,455件（実施率：約102%）〕を実施、延べ152件〔153件〕を法違反として、回収等の措置を講じた。
- 違反の可能性の高い輸入食品等については、輸出国政府に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議や現地調査を通じて輸出国における衛生対策の推進を図った。 厚労省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06382.html

5. 令和元年の病害虫発生予察情報発表状況一覧

* この一覧表は、農林水産省が発表する病害虫発生予報に掲載しているものを取りまとめたもので、都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病害虫名の表記が一部異なる場合があります。

【特殊報】

令和元年11月12日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
7月24日	大阪府	ナス	タバコノミハムシ
7月26日	宮崎県	ソルガム	ツマジロクサヨトウ
7月29日	沖縄県	へちま	へちま疫病
8月1日	奈良県	モモ、ウメ、オウトウ、スモモ、サク	クビアカツヤカミキリ
8月5日	佐賀県	トウモロコシ(スウィートコーン)	ツマジロクサヨトウ
8月20日	茨城県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
8月20日	高知県	トウモロコシ(スウィートコーン)	ツマジロクサヨトウ
8月23日	岡山県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
8月23日	広島県	トルコギギョウ	トルコギギョウ白さび病
8月23日	福岡県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
8月23日	鹿児島県	ミニトマト	クロテンコナカイガラムシ
8月28日	千葉県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
8月29日	山口県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
8月30日	茨城県	トルコギギョウ	トルコギギョウ斑点病
9月2日	愛媛県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
9月3日	福島県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
9月4日	沖縄県	サトウキビ、ソルガム	ツマジロクサヨトウ
9月5日	神奈川県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ

9月6日	三重県	ソルガム	ツマジロクサヨトウ
9月6日	鳥取県	トルコギギョウ	トルコギギョウ斑点病
9月11日	広島県	トウモロコシ(スウィートコーン)	ツマジロクサヨトウ
9月12日	千葉県	ねぎ	ネギハモグリバエ(別系統)
9月13日	大阪府	なす	クロテンコナカイガラムシ
9月24日	新潟県	ゆり	IYSV(アイリス黄斑ウイルス)による病害
9月26日	栃木県	キウイフルーツ	キクビスカシバ
9月27日	京都府	なす、トマト	タバコミハムシ
10月1日	神奈川県	けいとう	ケイトウピシウム立枯病(新称)
10月2日	徳島県	フェロモントラップ誘殺	ツマジロクサヨトウ
10月3日	大阪府	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
10月4日	長野県	ねぎ	ネギハモグリバエ(別系統)
10月9日	兵庫県	フェロモントラップ誘殺	ツマジロクサヨトウ
10月10日	沖縄県	トウモロコシ(スウィートコーン)	ツマジロクサヨトウ
10月11日	愛知県	フェロモントラップ誘殺	ツマジロクサヨトウ
10月15日	埼玉県	ねぎ	ネギハモグリバエ(別系統)
10月18日	鹿児島県	サトウキビ	ツマジロクサヨトウ
10月21日	島根県	フェロモントラップ誘殺	ツマジロクサヨトウ
10月23日	京都府	ローズマリー	ヨコバイ科の一種
10月24日	和歌山県	フェロモントラップ誘殺	ツマジロクサヨトウ
10月25日	岩手県	レタス	レタス根腐病(レース2)
10月31日	茨城県	キウイフルーツ	キクビスカシバ
11月1日	香川県	フェロモントラップ誘殺	ツマジロクサヨトウ
11月5日	新潟県	ねぎ	ネギハモグリバエ(別系統)
11月7日	愛知県	飼料用トウモロコシ	ツマジロクサヨトウ
11月8日	静岡県	ブルーベリー	オウトウショウジョウバエ
11月11日	京都府	フェロモントラップ誘殺	ツマジロクサヨトウ
11月12日	岩手県	水稻	クモヘリカメムシ

【参考】

〈農林水産省・病虫害発生予察情報 [予察情報の一覧(含過去分)]〉

[参照 URL:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_voho.html]

〈病虫害防除に関する情報〉

[参照 URL:<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>]

〈都道府県病虫害防除所〉

[参照 URL:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_boujoshu.html]

【病虫害防除に関する留意事項】

(一般)

◇病虫害の防除を効果的に実施するためには、注意深くほ場観察を行うことにより、病虫害の発生状況を的確に把握することが必要となります。病虫害の発生は天候の影響を大きく受けるので、天候の推移に注意しつつ、各都道府県の防除指針に従い、適期に適切な防除を実施してください。

◇薬剤防除を実施する場合は、農薬の使用基準を遵守して適切な薬剤を選択しつつ、病害虫が薬剤抵抗性を獲得しないように、同じ作用機作の薬剤の連続使用を避けてください。また、周辺の農作物等に農薬が飛散しないよう対策を講じるとともに、蜜蜂への被害を防止するため、養蜂の関係者に農薬散布に関する情報の提供等に努めてください。

〈農薬による蜜蜂への影響について〉

[参照 URL: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee.html]

【今後の「病害虫発生予察情報」の発表予定日】

第10号:令和2年2月12日(水曜日)

6. 平成30年度森林病害虫被害量について (令和元年10月18日)

農林水産省は、松くい虫被害及びナラ枯れ被害について、平成29年度の都道府県の発生状況を取りまとめ公表しました。

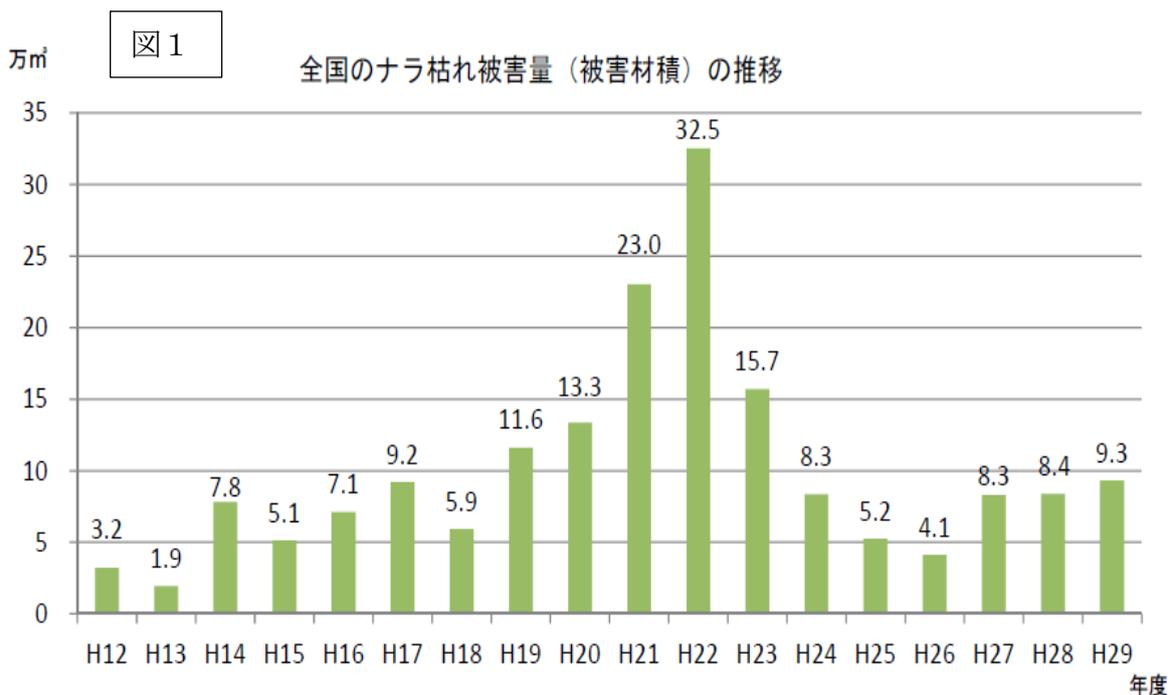
【概要】(1)松くい虫被害量

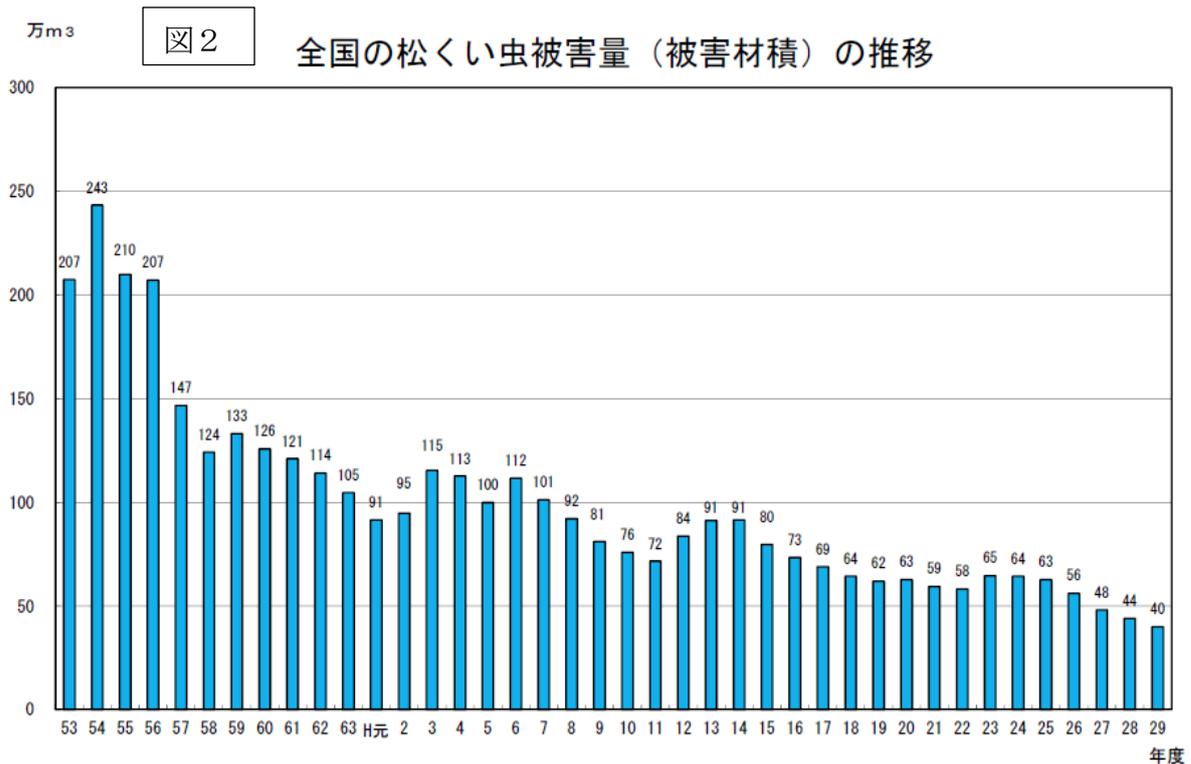
北海道及び埼玉県を除く45都府県で被害が発生し、全国の松くい虫被害量は、平成29年度より約4万7千立方メートル減の約35万立方メートル。この被害量は、過去40年間で最も少ない被害量であり、被害量が最も多かった昭和54年度の約7分の1の水準。全国的には被害減であるが、都県単位では増加している場合もあるほか、新たな被害地も発生していることから、継続的な防除と監視が必要。(図1、次頁)

(2)ナラ枯れ被害量

32府県で被害が発生し、全国の被害量は、前年度より約4万8千立方メートル減の約4万5千立方メートルとなった。この被害量は、前年度の約2分の1の水準となっているが、県毎にみると増加している場合もあり、引き続き、警戒が必要。(図2次頁)

[農水省 HP: <http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/191018.html>]





7. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成30年度水質調査結果（令和元年11月18日公表）

環境省は、ゴルフ場で使用される農薬について、平成30年度に地方自治体等が実施したゴルフ場排水等の水質調査の結果を取りまとめ公表しました。（都道府県別の水質調査結果、別表1 次頁）

【調査概要】 ゴルフ場数:1,481 ゴルフ場 (47 都道府県)
 総検体数 :38,188 検体
 検出状況 :水濁指針値超過検体数:0 検体
 水産指針値超過検体数:5 検体

(ポイント: 排水口調査の結果、水産指針値を超過した事例が見られたこと、また、前年度調査より減少したものの指針値超過の有無が不明な事例が見られたことから、ゴルフ場関係者への新指導指針の周知を改めて行い、農薬の使用に関し一層の注意を促すとともに、分析においては定量下限値に十分に注意するよう、都道府県に求めることとします。)
 [環境省 HP : <https://www.env.go.jp/press/107445.html>]

参考: 2019年の農薬使用計画(ゴルフ場)提出状況が農林水産省HPに公表(令和元年9月13日)。地域別の2019年度第一四半期取りまとめ結果である。各都道府県で農薬使用計画があるゴルフ場数と前年度水質調査報告のあるゴルフ場数が極端な差が見られる県があるのは注目に値する。

農水HP: http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouyaku/n_keikaku/list.html

(別表1)都道府県別の水質調査結果^{注1}

都道府県	調査ゴルフ場数	調査対象農薬数	総検体数 ^{注2}	うち排水口 調査検体数	指針値超過検体数 ^{注3}		超過不明 検体数 ^{注4}
					水濁	水産	
北海道	100	67	1,050	407	0	0	0
青森県	15	59	378	230	0	0	0
岩手県	24	80	214	46	0	0	0
宮城県	22	55	340	22	0	0	0
秋田県	17	42	105	18	0	0	0
山形県	4	33	123	6	0	0	3
福島県	30	102	1,278	551	0	0	0
茨城県	116	130	3,233	1,309	0	2	5
栃木県	98	142	2,683	800	0	0	0
群馬県	64	110	1,065	50	0	0	2
埼玉県	82	129	2,107	172	0	0	14
千葉県	7	36	148	62	0	0	0
東京都	20	82	527	368	0	0	10
神奈川県	49	97	1,223	438	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	-	-	-
長野県	66	141	2,514	165	0	0	15
新潟県	41	81	951	374	0	0	39
富山県	15	88	805	805	0	0	59
石川県	24	61	238	69	0	0	0
福井県	3	17	14	5	0	0	0
岐阜県	42	57	316	60	0	0	0
静岡県	16	80	440	282	0	0	0
愛知県	25	105	379	45	0	0	2
三重県	51	80	565	98	0	0	2
滋賀県	45	64	635	87	0	3	0
京都府	30	121	970	563	0	0	3
大阪府	39	112	818	204	0	0	2
兵庫県	129	169	7,745	380	0	0	0
奈良県	24	49	878	462	0	0	0
和歌山県	3	40	180	0	-	-	-
鳥取県	2	6	7	0	-	-	-
島根県	7	31	188	0	-	-	-
岡山県	35	102	1,409	212	0	0	14
広島県	8	55	408	408	0	0	0
山口県	1	10	20	0	-	-	-
徳島県	14	22	137	48	0	0	0
香川県	18	33	249	7	0	0	0
愛媛県	26	26	53	0	-	-	-
高知県	8	27	108	0	-	-	-
福岡県	8	37	152	58	0	0	0
佐賀県	15	65	445	151	0	0	3
長崎県	19	94	687	27	0	0	0
熊本県	34	95	1,080	58	0	0	0
大分県	25	68	382	34	0	0	2
宮崎県	27	60	239	30	0	0	0
鹿児島県	25	112	627	54	0	0	0
沖縄県	8	42	75	0	-	-	-
全国計	1,481	174	38,188	9,165	0	5	175

注1: 水質調査結果には、都道府県から報告のあった市町村、ゴルフ場等の実施分を含む。

注2: 総検体数は、(サンプル数×調査成分数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

注3: 指針値超過検体数の「-」は、排水口での調査検体がないもの。

注4: 分析の定量下限値が指針値を上回っていたため、指針値超過の有無が不明な検体数。

175検体は、すべて水産指針値で不明であるが、の14検体のうち2検体は、水濁指針値でも不明である。

その他

「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」(平成31年3月28)

厚生労働省、農林水産省、経済産業省そして環境省の連名で、農薬に該当しない除草剤がドラッグストア、100円ショップ等、またインターネットで販売されていること、そして農薬に該当しない除草剤の「非農耕地専用」という表示が、農耕地でなければ使用することができる(例:公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる)との誤解を与える事例も発生していることから本通知が発出されている。従来の「非農耕地用除草剤通知」は廃止となりました。誤解を与えないように「非農耕地用」と言った表現は今後用いないようにしましょう。(詳細は令和元年度植物防疫地区協議会資料参照)

[農水 HP: www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/herbicide-1.pdf]

9. 登録状況 (独立行政法人農林水産消費安全技術センター、令和元年度植物防疫地区協議会資料より)

令和元農薬年度(平成30年10月1日～令和元年9月30日)中の新規登録件数の138件、新規登録された有効成分の種類は10種類(殺虫剤5、殺菌剤3、除草剤2)であり、同農薬年度末現在の有効登録件数は4,290件、有効成分数は596種類となった。

農薬の登録件数等の推移

令和元年9月30日現在

農薬年度 区分「	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
有効登録件数	4,516	4,450	4,358	4,342	4,339	4,375	4,314	4,317	4,282	4,290
新規登録件数	315	182	156	230	171	184	112	151	160	138
登録有効成分数	538	546	543	555	563	570	579	583	590	596
新規登録有効成分数	12	12	5	16	12	8	12	10	10	10
失効有効成分数	8	4	8	4	4	1	3	6	3	4

登録農薬の現状

(1) 剤型別用途別登録件数

令和元年9月30日現在

用途区	殺虫剤	殺虫殺菌剤	殺菌剤	除草剤	成長調整剤	殺そ剤	その他	合計	比率
粉剤	73	126	80	0	2	0	0	281	6.6
粒剤	213	224	75	743	7	17	4	1283	29.9
粉粒剤	5	4	10	37	2	0	0	58	1.4
水和剤	326	69	598	416	12	0	8	1429	33.3
水溶剤	27	2	9	9	14	1	0	62	1.4
乳剤	191	2	37	103	14	0	0	347	8.1
液剤	58	14	38	186	36	0	1	333	7.8
油剤	8	0	0	0	0	0	4	12	0.3
エアゾル	15	9	1	0	0	0	0	25	0.6

ペースト剤	0	0	2	0	0	0	0	2	0	
その他	148	1	40	60	8	5	196	458	10.7	
その 他 の 内 訳	くん煙剤	16	0	13	0	0	0	29	0.7	
	くん蒸剤	42	0	0	0	2	0	44	1	
	塗布剤	0	0	2	0	6	0	1	0.2	
	微量散布剤	0	0	0	0	0	0	0	0	
	肥料農薬	0	0	0	0	0	0	68	68	1.6
	その他	0	1	25	60	0	5	127	218	7.2
合計	1064	451	890	1554	95	23	213	4290		
比率	24.8	10.5	20.7	36.2	2.2	0.5	5			

(注) 比率は小数点以下第2位を四捨五入して算出

(2) 混合数別登録件数

令和元年9月30日現在

用途	単剤	混合剤				合計	比率 (%)
		2種混合	3種混合	4種混合	5種混合		
殺虫剤	928	136	0	0	0	1,064	24.8
殺虫殺菌剤	0	235	149	55	12	451	10.5
殺菌剤	593	279	18	0	0	890	20.7
除草剤	506	412	478	157	1	1,554	36.2
植物成長調整剤	91	4	0	0	0	95	2.2
殺そ剤	23	0	0	0	0	23	0.5
その他	189	17	2	3	2	213	5
合計	2,330	1083	647	215	15	4,290	
比率 (%)	54.3	25.2	15.1	5	0.3		

(注) 比率は小数点以下第2位を四捨五入して算出

(3) 急性毒性ランク別登録件数

令和元年9月30日現在

用途	急性毒性				合計	比率 (%)
	普通物*	劇物	毒物	特定毒物		
殺虫剤	790	259	4	11	1,064	24.8
殺虫殺菌剤	429	22	0	0	451	10.5
殺菌剤	837	53	0	0	890	20.7
除草剤	1,544	8	2	0	1,554	36.2
植物成長調整剤	91	4	0	0	95	2.2
殺そ剤	19	4	0	0	23	0.5
その他	212	1	0	0	213	5.0
合計	3,922	351	6	11	4,290	
比率 (%)	91.4	8.2	0.1	0.3		

*毒物、劇物に該当しないものを指して言う通称として用いた

(注) 比率は小数点以下第2位を四捨五入して算出

10. 令和元年度ゴルフ場・緑地分野の農薬出荷実績（速報値、暫定版）

ゴルフ場・緑地分野での農薬出荷実績は、数量では7,364 ton・kℓで前年比102.6%と増加した。金額も28,297百万円（前年比101.8%、511百万円増）と増加した。

種別では、殺虫剤は数量1.4%増（金額0.2%増）、殺菌剤は数量7.5%増（金額6.3%増）、除草剤は数量1.8%増（金額0.8%減）、植物成長調整剤は数量11.6%増（金額15.4%増）、また、その他（忌避剤）は数量9.7%増（金額10.6%増）となった。

用途別でみると、芝は数量6.2%増（金額6.3%増）、樹木は数量5.5%減（金額5.9%減）、緑地は数量1.5%増（金額8.1%減）となった。（報告会社：31社）

出荷数量（平成30年10月～令和元年9月）

種別	用途別販売数量（ton, kℓ）							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	409	112.3	330	90.5	1	89.4	740	101.4
殺菌剤	891	107.5	1	114.2	0	0.0	891	107.5
除草剤	1,108	101.8	9	124.7	4,411	101.7	5,529	101.8
植調剤	59	158.7	2	104.9	41	78.3	101	111.6
農薬肥	—	—	—	—	—	—	—	—
料	60	97.6	42	133.6	0	0.0	103	109.7
その他								
合計	2,527	106.2	384	94.5	4,453	101.5	7,364	102.6

出荷金額（平成30年10月～令和元年9月）

種別	用途別販売金額（百万円）							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	2,389	110.9	2,918	92.9	2	89.3	5,309	100.2
殺菌剤	6,708	106.3	2	114.2	0	0.0	6,710	106.3
除草剤	9,653	103.4	16	124.7	4,943	91.9	14,612	99.2
植調剤	957	130.9	22	89.8	419	92.0	1,398	115.4
農薬肥	—	—	—	—	—	—	—	—
料	152	97.6	116	134.1	0	0	268	110.6
その他								
合計	19,859	106.3	3,074	94.1	5,364	91.9	28,297	101.8

注) 四捨五入の関係で若干の差異があります。

前年度で報告の間違いを修正あり（数量金額ともに）。

II. 緑の安全管理士会（12月末現在）

1. 「緑の安全管理士会」支部大会（兼更新研修会）

11月22日（金）の北海道支部から開催しており、2020年1月30日（木）の関東・甲信越支部②をもって終了の予定です。

支部大会では、支部長から管理士会役員会報告として活動概要や収支予算について説明しています。



[2019年度更新研修のテーマ]

(1) 農薬行政の動向

－農取法の一部改正を踏まえて最近の変更点など －（農水省）

(2) 農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理

－生活環境動植物に対する農薬の影響評価とは －（環境省）

(3) 農薬の登録状況を巡る話題

－除草剤の使用基準における留意点など －（FAMIC）

(4) 外来雑草による被害と防除対策 （公財）日本植物調節剤研究協会

参加された管理士の方々の意見や要望はアンケート形式で把握することで、次年度の研修会への反映に努めていますのでご協力をお願いします。

2. 事務局からの連絡とお願い

(1) 会報に2019年度植物防疫地区協議会資料（抜粋）を掲載

2019年11月7日から11月29日の間、農林水産省は各農政局に都道府県の植物防疫関係者を参集した「令和元年度植物防疫地区協議会」を開催して、農薬取締法の一部改正に係る指導内容など最近の情勢について情報提供、各都道府県からは病虫害発生状況、農薬の適正使用に係る県主催の研修会等の取り組みについて情報交換が行われました。

会議では、2017年9月に埼玉県下で小学校における薬剤散布作業において、学校側と防除業者との情報共有の不備などから6名の児童が体調不良を訴え病院に搬送される事案が発生したこと。

このため『住宅地等における農薬使用についての再周知・指導の徹底について』を各都道府県（農薬指導主幹部長）と文部科学省初等中等教育局あてに依頼したこと、文科省からは各都道府県の教育委員会等へ通知されていることの情報提供があった。

(2) 会報「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

「みどりのたより」には、緑の安全管理士の皆さんの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。皆様のご意見、記事、写真などの投稿をお待ちしております。

(3) メールマガジンの発信と受信設定について（12月現在）

メールアドレスを登録の管理士1,331人（前年：1,056人）には、発生予察情報や農薬登録情報などをメマガとして46回発信（同54回）しました。

今後とも提供できる情報を増やすとともに速やかなお届けに努めていますので、「連絡先等変更届書」を用いてメールアドレスの登録をお願いします。

既に登録済みの方は不要で

配信が不要(停止)の方は、「変更届出書」又は、電子メール等でご連絡(FAX、メール添付等)して下さい。

【受信メールの設定について = 登録しているがメールが届いてない方】

発信のアドレス(midori-kanrishi@midori-kyokai.com)がメールフィルターなどの機能により送達されていない事例(リジェクトメール)がありますので、登録されている方は、受信メールの設定にご留意下さい。
(「midori」が不適切?な、名称として認識・処理されているようです..。)

[送付先 : FAX:03-5209-2513 Mail:midori-kanrishi@midori-kyokai.com]

(4)2020年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

2020年度の緑の安全推進協会「総会」は、2020年6月16日(火)を予定しています。なお、緑の安全管理士会「役員会」は同6月19日(金)午後の予定とさせていただきます。

3. 支部大会(兼資格更新研修会)における事務局報告について (PPT資料は次頁)

2019年度も「緑の安全管理士」資格更新研修会の事務局報告について、会場での説明の要点は次のとおりです。

今般の農薬取締法の一部改正では、農薬の使用者に求められている「農薬の使用に関する理解(第27条)」を踏まえて、緑の安全管理士の一層の責務と知識・能力向上、更には信頼度の向上を図るべく、緑の安全管理士によるPDCA(注)の提案をお願いした。また、活動されている経験の中には、成功事例もあれば失敗事例があります。中には、優良な事例もあれば失敗に近いヒヤリハットとなる事例もあるのが作業の現場です。

このような多様な事例を集大成することで、管理士会として経験値に基づいたデータベースとして(例:ヒヤリハット集)集積できると考えています。

注)【PDCA】

「Plan・Do・Check・Act」のそれぞれの頭文字を並べた言葉です。それぞれの意味は、「Plan:計画を立てる。Do:実行する。Check:評価する。Act:改善する。」のように説明されています。

使われ方としては、「PDCAサイクル(P⇒D⇒C⇒A→P→D・・・)」=「クルクルと回し、継続的に改善していく。」こととなります。

事務局報告（緑の安全管理士会）

事務局報告のポイント

1. 農薬取締法改正と管理士
 - ・法27条により管理士資格が益々重要視されている
2. 緑の安全管理士としての対応(最新情報入手等)
 - ・メールマガジン&「みどりのたより」の最新情報の取得と理解
 - ・更新研修等への参加
3. アンケート調査により継続的改善をシステム化
 - ・ヒヤリハットや提言・意見として整理して反映
4. 資格更新要件の改正(別紙)
 - ・更新研修受講を更新時は必須、他は任意
5. その他(お願い)
 - (1)メールアドレス登録(メルマガの受信)
 - (2)アンケートの提出(意見・提案等)
 - (3)管理士の知名度向上の一助として名刺に「緑の安全管理士」を記載



【1.農取法改正】 農薬の使用の指導等

農林水産大臣・都道府県知事

情報提供、助言、指導、援助

使用者

普及指導員
病害虫防除員
都道府県が指定する者：農薬管理指導士等
病害虫発生予察情報、病害虫雑草防除指針（各都道府県で作成）
農薬適正使用講習、農薬被害防止運動（毎年農薬当用期に実施）

指導を受ける努力

(農薬の使用に関する理解等、農薬取締法第27条)
農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに、農業改良助長法規定する普及指導員若しくは植物防疫法に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。
(農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事の援助、同第28条)
農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用及びその安全性その他の品質の確保に関する助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

農薬取締法改正(第27と28条)への対応として

- 「安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深める」が追記。農薬使用者に「安全かつ適正使用」を指導する場合、農薬製造者や販売者の立場は利益相反の側面の指摘もあり、また新たに環境大臣からの助言、指導その他の援助がなされることになる。
- 農薬取締法27条では、指導する者は、普及指導員、病害虫防除員として都道府県知事が指定する者となっている。
- 環境省からは、既に、農林水産省との連名通知「住宅地等における農薬使用について」があり、その中に地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農薬部門・植物保護）等）の記載がある。
- 農薬製造者、販売者等には、緑の安全管理士（農耕地1,654名、緑地・ゴルフ場1,238名、両分野96名、合計2,988名（2019年10月現在）、本資格は5年間で更新が必要）が活躍している。



農林水産大臣、環境大臣
都道府県知事

普及指導員、病害虫防除員、農薬管理指導士、緑の安全管理士、技術士等

農薬使用時安全の確保

毒物、劇物の場合： 保護マスク、手袋、不浸透性防除衣を着用
比較的安全性が高い場合： 農薬用マスク、手袋、長袖長ズボンの作業衣を着用
眼刺激性の強い場合： 保護眼鏡の着用
皮膚刺激性の強い場合： 不浸透性手袋、ゴム長靴、不浸透性防除衣を着用
急性吸入毒性試験の無毒性量に安全係数を乗じ、農薬の希釈倍数・散布量を考慮した吸入量と比較した比率の小さい、中程度、大きい場合： それぞれ防護マスクの着用、農薬用マスクの着用、記載なし
急性経皮毒性試験の無毒性量に安全係数を乗じ、農薬の希釈率・散布量を考慮した着量と比較した比率が小さい、小さめ、中程度、大きい場合： それぞれ保護マスク・不浸透性手袋・防除衣、農薬用マスク・手袋・不浸透性防除衣等、手袋・長ズボン、長袖の作業着、記載なし

- ・農薬使用者への影響評価の充実
- ・必要な保護具の着用は義務化に
(2020年4月1日の第二弾施行)



リスク低減策⇒暴露量低減×時間短縮

日本の例 (改正前)	日本の例 (改正後)
保護眼鏡 農業用マスク 防護マスク	フード 保護面 農業用マスク(DL とDS、1あるいは 2) 防護マスク (RLとRS、1ある いは2)
長ズボン・長袖 作業着 不浸透性防除 衣	長ズボン・長袖作 業着 不浸透性防除衣 (JIS T8116(化学防護服))
手袋 不浸透性手袋 保護クリーム	不浸透性手袋 (JIS T8116(化学防護手袋))
ゴム長靴	

ホームセンターや通販のカタログにあるのは

- ・防災面
- ・安全保護眼鏡
- ・安全保護ゴーグル
- ・防塵マスク
- ・防毒マスク
- ・化学防護服
- ・ゴム手袋
- ・耐油手袋

2019/12/25

【2.緑の安全管理士として】

緑の安全管理士としての基本的な考え方

- 1 的確に内容を確認する。
噂話は確認できるまでは噂に留めおくこと。
- 2 然るべき対応(届出・注意等)をする。
本人への注意あるいは/および行政窓口等へ。
違法行為や人命やヒト健康などに係るものは早期に解決するように努める。
- 3 自分だけで判断したり、解決しようとするのではなく、緑の安全管理士会・事務局等を利用する。
- 4 有資格者「緑の安全管理士」を自覚した上で、その責任を果たす。
尚、資格にはCPD(Continuing Professional Development、継続教育と研鑽)は必須(技術士法第47条の2、管理士認定要綱第8条)。

安心できる安全

ものづくり系リスクマネジメント歴15年の会社が伝える

安心を得るには、
今ある安全を理解することから始まる。

本工務店主

誰が対応?
・普及指導員
・病虫害防除員
・管理指導士
(緑の安全管理士等)
・(農薬セールズ)

第5章 安心のための生産性

「安心できる安全」を実現するには、まず「安全」を確保することが必要です。安全とは、事故や災害が発生しない状態を指します。安全を確保するためには、リスクを低減し、暴露量を減らすことが重要です。これには、適切な防護具の着用や作業環境の改善などが有効です。

「安心できる安全」を実現するには、まず「安全」を確保することが必要です。安全とは、事故や災害が発生しない状態を指します。安全を確保するためには、リスクを低減し、暴露量を減らすことが重要です。これには、適切な防護具の着用や作業環境の改善などが有効です。

- 安心するには、
- ① どんな危険があるのか(列挙する)。
 - ② それらにどんな対策がなされているのか。
 - ③ 各対策がなされて安全と言えるのか。
 - ④ 残留リスクと取扱上注意事項の確認と対策。

【3.継続的改善】

事例、ヒヤリハットや提言・意見(2018年度支部大会)とPDCA

分野	薬剤	法令等	知識・情報・用語	散布作業等	その他
ゴルフ場・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場グリーンでは、殺菌剤は全面散布する。伝染が無いとスポットが経済的である。具体的説明が必要と思う。 ・会社がマスクの使用を禁止させるケースがある(イメーজが悪いとの理由)。 ・ダブルクラッチ(グリホサート+MDBA(理利)登録失効の理由は?)(後でアップデート) 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県は無農薬ゴルフ場で、特にペントダラスグリーンを保護する必要があるが、使用者責任で散布するが計画書の提出ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JA回収の農業用廃棄物に農薬容器が含まれていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤散布時にホース破裂、飛散(洋芝、10月) ・撤去されない除草剤が劣化して落下するケースがある。原因として注元が指さない設置者。請負が変わる例もある。 ・学校の樹木書虫駆除に有機剤が多用されている。高くても安全性の高い薬剤を選択すべき(入札のあり方の是非)。 ・立ち入り禁止はできるか? 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業では防除単面が本数、面積、樹高等で決まる。昨今はスポット散布で施工費が十分にならないで赤字になるケースもある。 ・薬剤散布の治遣の理解が以前はむづかかったが、最近では虫が嫌むつ理由だけで防除を求める苦情が増えている傾向あり。 ・水漏れに関して、3-4種の農薬が一緒に出た場合のリスクは問題ないのようか? 基準値以下であれば考えなくていいの?
家庭園芸	<ul style="list-style-type: none"> ・HCのチランに毒劇物の品目掲載は問題にならないか? ・倉庫整理中に古い剤を見つけたが、今も販売されている。長く効くので自家用に使用したと聞いた。購入店は閉店(制度)しており、廃棄の仕方も判らず使用したとのこと。有効期限切れの農薬で、周知活動を推進して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非農耕地用除草剤の適用が使用事例が散見、取り締まれないのか。 ・大掃除で古い農薬が出てきたので、適正に廃棄した。祖父母宅でも同じ。同様のケースがあるかも。 ・最近の苗や種販売時に使用できる農薬がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非農耕地用除草剤は一般の人に区別できない ・サンドラッグで塩を除草剤として販売している。農薬では塩は劇物では? 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい容器への移し替えx2 ・庭木や街路樹のシロアリ防除で薬剤と施工法の選択で対応している。 ・目下はベスト工法で対応している。 ・除草剤をジョコで撒いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドングランの芝への農薬散布、犬のエントリーは何時から? ・面糊の高齢化で家庭でも除草剤を試用、使用基準に注意するが保護具が家庭では抜ける。セツンが液体が良いと思う。また、散布中に液体が服にかかったヒヤリハットもあった。

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 「緑の安全管理士」113名が誕生（第一次）

2019年度「緑の安全管理士（緑地・ゴルフ場分野）」の第40回認定研修会は①11月27日～29日の間、東京・神田（受講者62名）で開催しました。

「同（農耕地分野）」は、（一社）日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」が②10月1日～5日（65名）に同協会会議室で開催されました。

「認定研修」の修了者及び「植物防疫研修」修了者で「緑の安全管理士」資格申請者については、12月13日開催「2019年度第一回の緑の安全管理士認定審査」の審査を経て、緑地・ゴルフ場分野：61名、農耕地分野：52名、計113名が、「緑の安全管理士」として認定されました。なお、両分野の取得者は2名でした。

緑地・ゴルフ場分野の合格率は98%（前年：90%）と前年に比べ向上が見られました。なお、次回の認定審査会（農耕地分野）は2020年3月6日を予定しています。



2. 2019年度「緑の安全管理士」更新研修会（兼支部大会）

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/22	関東①	12/17	東海・北陸	12/6	中国・四国	1/23
東北	12/4	関東②	1/30	近畿	1/22	九州・沖縄	1/24

北海道、東北、東海・北陸、関東①までは既に終わっていますが、今年度の新たなテーマとして、「外来雑草による被害と防除対策」を加えています。

また、研修会資料は、アンケート等による要望を踏まえまして全面カラーとして編集・配布しています。

(1) 認定証等の発送までの手順

①更新研修会の出席確認、②「更新研修会受講申込書」、③「写真(2点)」、④「更新受講料支払の確認」を終えた順に、⑤新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」、⑥届出の住所あてに送付します。

なお、年度末が有効期限となる「認定証(カード)」は、防除作業や入札、都道府県等の研修会などで認定証の提示や写しの提出が求められる現状に対処するため、従来の「認定証(カード)」の回収は2017年度から改めて、出席確認印を押印して返却しています。【既報：75号 33頁】

有効期限の切れている「認定証」を用いることの無いように注意して下さい。

(2) 勤務先や住所等が変更となっている場合 【書式：巻末】

「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。届出事例が多い支部大会前後は事務処理に若干時間を要していますのでご了承下さい。

[届出書：<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]



(3) 「認定証(カード)」の再発行を希望される場合

「認定証(カード)」の再発行を希望される場合は、『紛失等再発行願い』を提出(写真2点、FAX不可)して下さい(手数料は、再発行時に振込用紙を同封)。

[紛失等再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

(4) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」 【書式：巻末】

研修会に出席できなかった場合は、資格喪失者として管理士名簿からは自動的に削除されます。資格の継続(更新)を希望される方は「理由書」を提出して、当協会長が認める場合は、次年度の研修会をご案内します(1年遅れ扱い)。

[理由書：<http://midori-kyokai.com/pdf/18riyusho.pdf>]



3. 「緑の安全管理士」資格更新の要件等

(1) 資格の有効期間（「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」）

- ①取得者は、認定の翌年度(4/1)から5年目の年度末(3/31)までの5年間。
- ②更新者は、更新年度の翌年度(4/1)から5年目の年度末(3/31)までの5年間。

(2) 資格更新の要件

資格取得後（認定・更新）後4年間での更新研修の参加は任意ですが、更新年度（5年目）の更新研修には必ず出席して下さい。

(3) 更新研修の出席確認

研修会場では出欠を確認して、管理士個々の記録を更新しています。

【更新研修会を欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、当協会長が認める場合(手持ちの認定証の有効期間は1年間の猶予となります)は、翌年度の更新研修会に出席することで更新(有効期間は4年間)となります。

(4) 緑の安全管理士」認定証の再発行

「認定証(カード)」の再発行を希望される方は、当会HP掲載の「紛失等再発行願い」に写真2枚を添えて事務局まで提出してください。

再発行料金(3,000円)は、再発行の「認定証」に同封します「郵便払込票」でお振込下さい。不明な点は事務局までお尋ね下さい。

[紛失等再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]



4. 講師派遣について

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民の研修会等の研修会に、テーマに応じた講師を無償(旅費や謝礼不要)で派遣しています。

2019年度は、12月末現在で29都道府県の126件(前年129件)の依頼に対して、講師を派遣しています。

研修会等を希望・企画されている方にも積極的にご紹介ください。

派遣の時期・内容等の調整(準備)には1ヶ月以上、研修規模(参集人数)は30名以上を目安としていますが、期間に余裕が無い、あるいは少人数でも対応可能な内容もありますのでご相談下さい。

講師派遣の詳細、申し込み様式は協会HPに掲載しています。

初めて利用される場合は、同様式に記載できる範囲でご記入の上でFAX頂けるとご相談が円滑に行えます。農薬相談室：03-5209-2512 FAX：03-5209-2513

[Email：ozeki@midori-kyokai.com URL：<http://midori-kyokai.com/>]



5. 農薬電話相談室について【相談無料】

農薬の使用者、現場で適正使用を指導される方や一般市民の方々からの農薬に関する疑問や質問など、どのような内容でも結構ですのでご遠慮なくお問い合わせください。12月末現在127件の電話相談があり、内容は安全性/健康、農薬使用等です。

直接の疑問・質問以外について、「何処に問合せたら良いか？」なども気軽にご相談下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。

管理士の関係先にも電話相談室についてのご紹介をお願いします。

相談電話：03-5209-2512



6. 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

2019年度は、195千部/301ヶ所(前年実績：185ヶ所、269千部)を配付しています。

今年度は、薬剤抵抗性の発達を遅らせるカギとして「RACコードをご存知ですか？」を新たに発行しました。既に約4万部の要請に答えて無料配布しました。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX **03-5209-2513** にてお申し込み下さい。

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会HPでサンプルを確認できます。(Fax様式：協会HP掲載)

詳細は、**農薬相談室(03-5209-2512)**まで。

[サンプル：http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]



7. 「グリーン農薬総覧 2020年追補版」(3月刊行予定)



芝、公園、街路樹の病害虫・雑草防除等における農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のための情報提供事業の一環として『グリーン農薬総覧』の「総合版」と「追補版」を毎年交互に3月早々に刊行しています。

現在、「2019総合版(2019年12月末現在)」刊行以降の2019年1~12月末の間の新規登録や適用拡大・削除等の変更情報等の編集に取り組んでいます。

刊行間近になりましたら協会HP、DM等にてご案内いたしますのでご活用ください。

[総覧のサンプル紙面：<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]



【植物防疫課関係】

〈病害虫防除関係における取組〉

1. 病害虫発生予察事業関係 [略]
2. 総合的病害虫・雑草管理(IPM)について [略]
3. 薬剤抵抗性病害虫・雑草対策について [略]
4. 地域特産作物(マイナー作物)の病害虫防除に使用できる農薬の適用拡大の促進について [略]
5. 農薬等の空中散布について…………… 22
—[資料5-1] 無人航空機による農薬散布等の取組状況—
農業用ドローンの利活用拡大に向けた規制の見直し

〈国内検疫関係〉

6. ツマジロクサヨトウについて…………… 23
—[資料6-2] ツマジロクサヨトウの万延防止の為の防除に係る対応—
7. 侵入警戒調査について [略]

〈国際植物防疫年関係〉

8. 国際植物防疫年について…………… 23

【農産安全課関係】

1. 農薬取締行政の改革について…………… 26
 - 1) 農薬取締法の一部を改正する法律の概要…………… 28
 - 2) 農薬の蜜蜂への影響評価法について…………… 30
 - 3) 今般の農薬取締法改正に伴う対応事項について…………… 31
2. 農薬の適正使用について…………… 32
 - (2) 農薬の危害防止について…………… 34
 - (3) 住宅地等における農薬使用…………… 34
—「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について—
 - (4) 蜜蜂への危害防止対策…………… 40
3. 疑義資材の対応について…………… 41
4. インターネットを利用した農薬の販売に対する対策について…………… 42
5. 農薬として使用することができない除草剤の販売について…………… 43
—「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」—

5. 農薬等の空中散布について

(1) 平成 27 年 12 月の改正航空法施行以降の対応について

改正航空法の施行により、無人航空機を用いて農薬等の空中散布を行う際には、必ず国土交通大臣から事前の許可・承認を受けることが必要になったところ、防除実施者の行う許可・承認手続きが過重にならないように、農林水産省及び国土交通省の間で協議を行い、「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」(平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号消費・安全局長通知。以下「指導指針」という。)に基づき、消費・安全局長が登録する登録認定等機関による操縦者の認定及び機体の登録、並びにこれらを利用した代行申請手続きを定め、申請手続きの簡素化を図った。(「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」(平成 27 年 12 月 3 日付け国空航第 734 号、国空機第 1007 号、27 消安第 4546 号国土交通省航空局長、農林水産省消費・安全局長連名通知))

(2) 農業用ドローンの利活用拡大に向けた規制の見直し

農作業の省力化・効率化を図るため、ドローンの現場導入への期待が非常に高まっている。こうした背景から、平成 30 年 6 月に規制改革実施計画が閣議決定され、農業用ドローンの利用拡大を図る観点から、補助者の配置義務等の妥当性や代替手段を検討することが示された。また、平成 30 年 11 月には規制改革推進に関する第 4 次答申が出され、技術指導指針に基づき登録された民間機関が行っていた機体の機能・性能の確認、操縦者の技能認定等の業務は法的根拠が明確ではなく、特に航空法上の義務を課したものではない等の指摘があった。こうした情勢を踏まえ、航空法に係わる規制の円滑かつ迅速な検討に資するよう、外部有識者で構成される検討会を平成 30 年 8 月に設置して検討を行うとともに、技術指導指針に基づく運用にあつては、航空安全に関する事項の手続きは国土交通省による手続きに一元化することとし、令和元年 7 月に規制の見直しを行うとともに、推進体制の整備を行った(資料 5-1)。

(3) ドローン用農薬の登録促進について

農業用ドローン普及計画の目標となっているドローン用農薬の登録推進に関して、各都道府県から集約したドローン用農薬登録拡大要望に対する各農薬メーカーの検討状況は別資料のとおり。今後、同資料中の「6. 検討の結果、適用拡大は行えない」とされた 25 の要望については、該当都道府県から要望を再聴取する予定。

同資料中の「県の協力希望」等と記載され、農薬メーカーから取り組みを要請されているものについては、直接、該当するメーカーと連絡を取る、薬害試験の実施を検討するなど積極的な取り組みをお願いしたい。また、その際には、拡充要求を行っている「食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築」の「病害虫・雑草の防除対策の高度化事業」の積極的な活用(適用拡大に必要な薬害試験だけではなく、薬効試験、作残試験等の実証も可能)も検討ください。

(4) 小型無人機に関する関係府省庁連絡会議、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会について

平成 27 年 4 月の首相官邸におけるマルチローターの発見事例を受け、小型の無人航空機を利用したテロ等に対する重要施設の警備体制の強化や小型無人機の運用ルール策定と活用の在り方等について、関係行政機関で連携・協力を確保し、その推進を図るために「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)が設置され、その中における議論を踏まえて、航空法が改正され、無人航空機を飛行させる際の基本的なルールが定められたところ。平成 27 年 12 月からは、民間を含めた「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、更なる小型無人機の運用ルールや安全確保等の諸課題について議論され、関係者間で今後の目標等について共通の認識を得るための「小型無人機の利活用と技術開発のロードマップ」等が取りまとめられ、2022 年までには有人地帯での目視外飛行を達成するべく、関連施策毎に目標が設定されているところ。

(5) 今後の予定

- ・現場ニーズを踏まえた無人航空機による安全かつ適正な農薬散布の推進について(資料 5-3)
- ・令和元年度農薬等の空中散布に係る技術検討会の開催 令和 2 年 2 月に、令和 2 年度以降の無人航空機による農薬等の空中散布の安全かつ適正な推進のための検討会を開催する予定。

【国内検疫関係】

6. ツマジロクサヨトウについて

(1) 経緯

ツマジロクサヨトウは、今年1月に中国で初確認された後、6月に台湾及び韓国で相次いで発生が確認されたことから、農林水産省では各都道府県に対し、注意喚起の通知を発出していたところ、本年7月3日鹿児島県南九州市で国内初となる発生が確認された。

本虫が確認された地域においては、植物防疫法第29条に基づく防除により被害の軽減を図るとともに、発生地域の広がり及び被害作物の種類を把握するため、都道府県協力の下、7月22日から全国で発生調査を実施しているところ。

(2) 全国発生調査等の結果

10月28日現在、ツマジロクサヨトウは生産者からの通報も含め、20府県108市町村の飼料用トウモロコシ、スイートコーン、ソルガム、サトウキビ等で、発生が確認されている。全国で実施している発生調査では、47都道府県11038ほ場で調査が行われ、17県139ほ場で発生が確認されている。

この他、19県103地点にフェロモントラップを設置し、32地点で誘殺が確認されている。

(3) 今後の対応

全国における発生調査は、11月末まで延長して実施しているところ。来年の調査方針については、今年の調査結果等を踏まえ、検討する予定。

ツマジロクサヨトウは、今後も継続して飛来し、南西諸島等の暖地では、越冬する可能性もあることから、来年の発生時期は、今年より早くなることが想定される。このため、年内に検討会議を開催して防除マニュアル(案)の検討を行い、1月中旬に公表する予定。また、消費・安全対策交付金による都道府県・生産者団体等に対する支援策についても検討を行っているところ。

[農水省関連情報:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/tumajiro.html]

7. 侵入警戒調査について ……[略]

[関連サイト: <https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/dsinnyuu/index.html>]

【国際植物防疫年関係】

8. 国際植物防疫年について

国連では、2020年を国際年「International Year of Plant Health 2020(IYPH2020)」とすることが2018年12月の国連総会において採択された。IYPH2020は、国際連合食糧農業機関(FAO)および国際植物防疫条約(IPPC)によって主導されており、植物にとって有害な動植物の新たな地域へのまん延を防ぐことの重要性についての意識啓発が目的とされている。

農林水産省としても、都道府県や関係機関と協力して、農家を含む多様な方々に対する植物病害虫のまん延防止の重要性についての意識啓発に取り組んでいきたいと考えているため、御協力をお願いしたい。

なお、消費・安全局植物防疫課ではIYPH2020 オフィシャルサポーター制度(*)の導入を検討しているところ、オフィシャルサポーターとして認定された関係機関(民間及び公的機関を含む)が実施するIYPH2020に関する取組を農林水産省ホームページ等で紹介したいと考えている。関心があれば植物防疫課(国際班)まで連絡いただきたい。

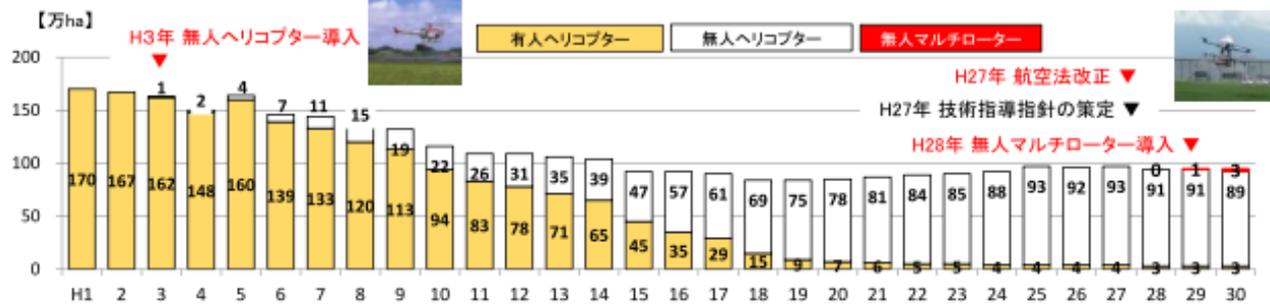
[(*)「国際植物防疫年2020 オフィシャルサポーターの募集」

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/keneki/191213.html>

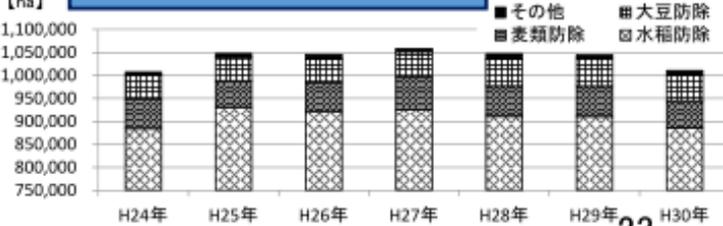
1. 無人航空機による農薬散布等の取組状況

- 無人ヘリコプターを利用した空中散布は、平成3年から現場導入され、きめ細かな作業が可能で小規模面積での利用も容易であることから、現在、特に水稻栽培において、農作業の省力化の基盤となっている。
- また、病害虫防除のほか、播種、施肥等に活用され、農作業の効率化及び低コスト化に寄与。
- 近年では、中山間地、狭小な圃地や、野菜、果樹での無人マルチローター（ドローン）の利活用が期待されている。

水稻防除における空中散布実績の推移



作物別の空中散布実績の推移



空中散布従事者(登録代行機関調べ)

- 無人ヘリコプター 登録数: 約2,800機
認定操縦者: 約10千人
 - マルチローター 登録数: 約1,500機
認定操縦者: 約5,800人
- (平成31年3月末現在)

5. 農業用ドローンの利活用拡大に向けた規制の見直し(その2)

規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日)を踏まえた取組状況について

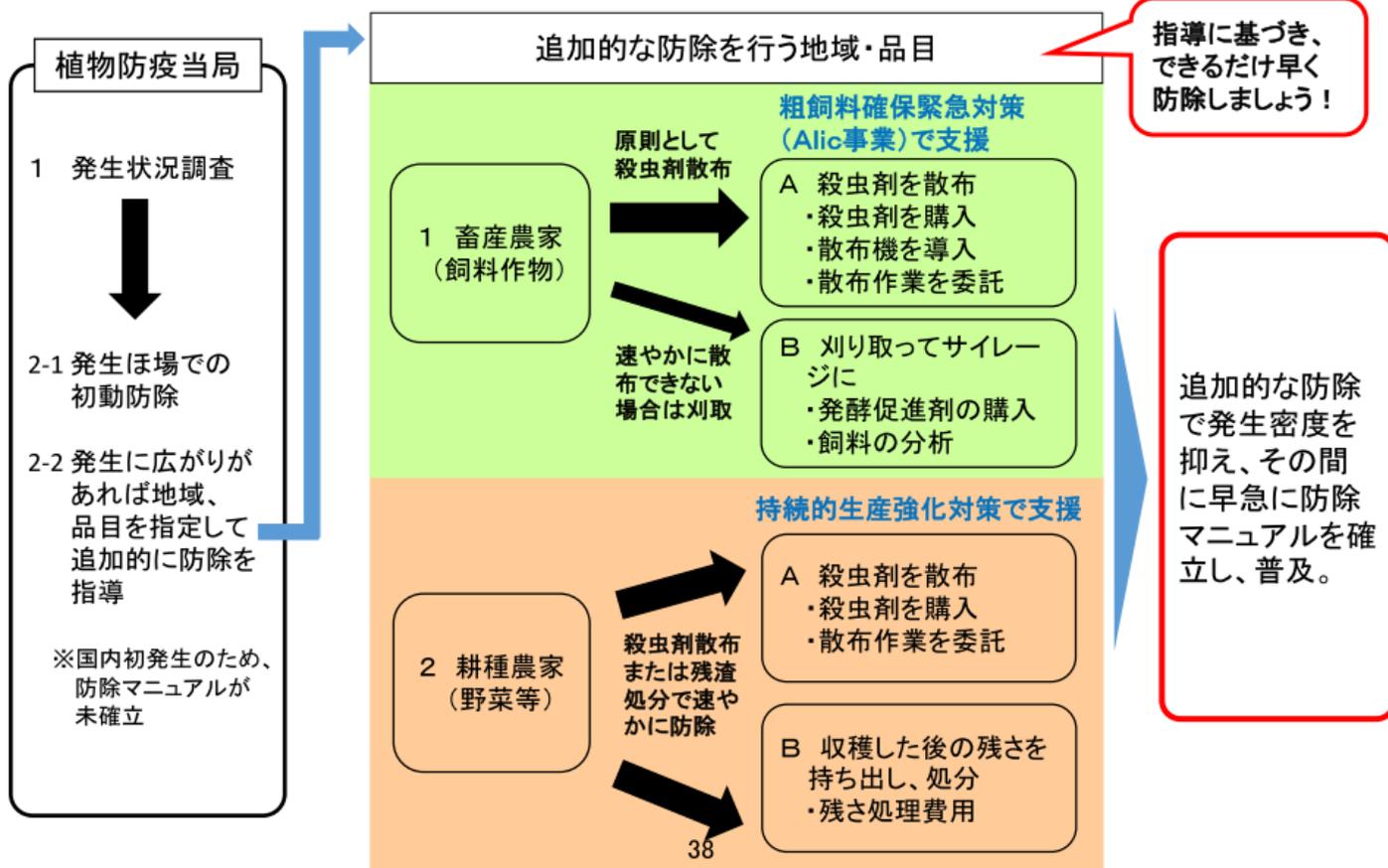
航空法に基づく規制

- 「技術指導指針」は廃止
➡ 「技術指導指針」は廃止する。ただし、農業安全に係る事項は、「空中散布ガイドライン」を新たに策定。
- 農水協のオペレータ認定及び機体認定の義務はない旨を関係者へ周知
➡ 説明会等を利用して関係者に周知。
- 無人ヘリコプターについて、
- 航空安全は「審査要領」又は「両省の共管通知」で規制
➡ 「両省の共管通知」に機体認定等の航空安全に係る事項を規定。
- 農業安全は、農水省が新たにガイドラインを策定
➡ 農水省において「空中散布ガイドライン」を策定。
- 都道府県・地区別協議会等への報告は必要最小限でオンライン化
➡ 都道府県・地区別協議会等の規定は廃止。報告は直接都道府県に行うこととし、報告事項を見直すとともに電子メールでの報告が可能。
- ドローンについて、ディーラーやメーカー等に顧客の代行申請を行うよう促す
➡ 説明会等を利用して、ドローンメーカーや農薬販売業者等に対し、「技術指導指針」廃止後においても、国交省の審査要領に基づく代行申請が可能である旨を周知し、その利用を促す。

農業取締法に基づく規制

- 「散布」「雑草茎葉散布」等でドローンを使用するかどうかは、農業使用者の判断に任せる旨、解釈を明確化し、通知
 - 既存の(地上)散布用農業の希釈倍数をドローンに適した濃度に見直す変更登録申請の場合、作物残留試験を不要
➡ 以下を内容とする通知を发出するとともに、関係者に周知(2/22)
 - ドローンを含め、農業散布に当たり使用する散布機器は使用者の自律的な判断に任されること
 - ドローンに適した濃度で使用する変更の登録申請においては、作物残留試験の追加提出を要しないこと
- これらの対応と併せ、
- ドローン散布農業に対する現場ニーズを各都道府県から農薬メーカーに通知し、登録申請の検討を促す
 - 特にニーズの高い農薬について、個別に産地とメーカーのマッチングを実施する。

ツマジロクサヨトウのまん延防止のための防除に係る対応



粗飼料確保緊急対策事業(ツマジロクサヨトウ被害のまん延防止対策)(8月8日時点)

○ ツマジロクサヨトウのまん延を防止するため、防除作業に係る経費や飼料作物の早期刈取りを行う際の発酵促進剤、飼料分析等の費用、防除等により不足する粗飼料及び濃厚飼料の代替飼料の共同購入等への支援を実施。

○ ツマジロクサヨトウ被害のまん延防止のための支援

① ツマジロクサヨトウの防除作業への支援

・ 生産者集団等が、ツマジロクサヨトウの防除を行う際に必要な機械の導入等、薬剤等の資材の購入及び防除作業の委託費用の一部を支援

【補助率】 1/2以内



・ 生産者集団等が、防除した飼料作物の薬剤の残留を確認する場合の分析の経費を支援

【補助率】定額

② 飼料作物の早期刈取り対策

・ 生産者集団等が、早期刈取りした飼料作物をサイレージにする際に発酵促進剤等を共同購入により確保する場合に、購入経費の一部を支援

【補助率】 1/2以内

早期刈取りによる発酵不良



・下痢、食欲低下
・乳房炎発生
・乳量、乳質低下
・繁殖障害発生

乳酸菌等を添加することによって発酵を促進

・ 生産者集団等が、早期刈取りにより硝酸態窒素量を確認する必要がある場合の分析等の経費や飼料作物の撤去費用を支援

【補助率】定額

③ 代替粗飼料等確保対策

・ 生産者集団等が、代替となる粗飼料及び濃厚飼料を共同購入により確保する場合に、購入経費の一部を支援

【補助率】 定額(5千円/ト以内)



不足する飼料を確保



※ ツマジロクサヨトウは、とうもろこし、さとうきび、稲、豆類、いも類、野菜類など、広範囲な作物に被害を与える我が国では本年7月3日に初めて確認された害虫。
 ※ 上記の対策の他、ツマジロクサヨトウの被害農家に対して、配合飼料を安定的に供給するための対策を支援。

【農産安全管理課関係】

1 農薬取締行政の改革について

(1) 農薬取締法

「農薬取締法の一部を改正する法律」が平成 30 年 6 月 15 日に公布され、農薬取締法が改正された。改正の概要は以下のとおり。

1) 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。なお、旧法の再登録は廃止する。

2) 農薬の登録審査の見直し

① 農薬の安全性に関する審査の充実

イ 農薬使用者に対する影響評価の充実

ロ 動植物に対する影響評価の充実

ハ 農薬原体(農薬の主たる原料)が含有する成分(有効成分及び不純物)の評価の導入

② ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性等が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

このうち、2)①イ及び2)①ロ以外については、平成 30 年 12 月 1 日に施行したところ。

2)①イ及び2)①ロについては、令和2年4月1日に施行する。具体的な変更点は、以下のとおり。

- 農薬の動植物に対する影響評価の対象が、従来の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物に拡大された(第3条第1項ほか)。
- 使用期限を登録事項とする(第3条第2項第3号)。
- 使用に際して講ずべき被害防止方法を登録事項とする。具体的には、農薬使用者に対する被害防止方法、及び蜜蜂に対する被害防止方法について評価を行い、登録事項とする(第3条第2項第4号ほか)。被害防止方法を講じた場合であってもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき、登録を拒否する(第4条第1項第5号)。

(2) 安全性に関する審査の充実

① 農薬使用者に対する影響評価の充実

農薬使用者に対する影響の評価は、今までは短期間に出る毒性の程度により評価してきた。

今般の法改正に基づき、第 19 回農業資材審議会(平成 31 年3月 18 日開催)において、農薬使用者への影響評価法を作成した。その概要は以下のとおり。

- 登録を受ける農薬ごとに、体内に吸収された農薬量とその毒性を比較し、リスクを評価する。
 - 1) 毒性試験の結果を基に、農薬使用者暴露許容量(毒性指標)を設定。
 - 2) 使用方法に従って農薬を調製・散布した場合に、呼吸と皮膚を通して体内に吸収される農薬量(暴露量)を推定。
 - 3) 1)と2)を比較。暴露量が毒性指標を超えない場合のみ登録。
- 一年のうち農薬散布が行われる時期を通しての影響(反復影響)と、農薬を散布した1日の暴露による影響(急性影響)を評価する。後者は、急性毒性が強い農薬について実施する。
- 評価結果に応じて、より暴露量の少なくなる剤型の選択、使用方法への変更や、使用時の防護装備着用等により、暴露量を低減し、毒性指標を超えないことが確認され、農薬使用者の安全を確保できれば登録可能とする。

② 蜜蜂に対する影響評価の充実

農薬の蜜蜂に対する影響の評価は、今までは蜜蜂(成虫)が直接農薬に接触、または摂取した場合の毒性により評価してきた。

今般の法改正に基づき、第19回農業資材審議会(平成31年3月18日開催)において、蜜蜂への影響評価法を作成した。その概要は以下のとおり。

- 農薬の蜜蜂への毒性の強さによる評価に加え、蜜蜂が、環境中で農薬を浴びたり、摂取する暴露の量を考慮したリスクベースの評価
- 段階的な評価を行うこととし、個々の蜂を用いた影響評価(第1段階評価)と蜂群に対する影響評価(第2段階評価)の2段階で評価
 - ① 蜂個体への影響評価(第1段階評価)
 - ・ 蜂群を構成する個々の蜂を用いた影響評価を実施。
 - ・ 暴露経路や農薬の使用方法を考慮した推定暴露量と毒性試験に基づく毒性指標の比較による評価を導入。
 - ② 蜂群への影響評価(第2段階評価)
 - ・ 蜂個体を用いた影響評価の結果、影響が懸念される水準を超えた場合、蜂群単位での影響評価を行うことも可能とする。

(3) 再評価

改正法による農薬の再評価については、国内での使用量が多い農薬から優先的に実施。そのため、農薬の再評価に係る優先度の規準を定め、既登録農薬の再評価に係る優先度のグループ分けを行い、公表した(平成30年12月)¹。

また、再評価の最初の年度である令和3年度に再評価を行う農薬の有効成分について、9月9日付けで告示している。なお、令和4年度以降に再評価を行う農薬についても、再評価の概ね2年前に告示することとしている。

¹ <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/saihyoka/>

農薬取締法の一部を改正する法律の概要

(平成 30 年法律第 53 号)

農 林 水 産 省

I 趣 旨

農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講ずる。

II 法律の概要

(1) 再評価制度の導入等 (第 8 条、第 9 条、第 15 条、第 29 条、旧第 5 条)

同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う制度を導入する。なお、再登録は廃止する。

- ① 農林水産大臣が再評価の対象となる農薬の範囲を公示したときは、農薬登録を受けている者は、期限までに試験成績を提出して、再評価を受けなければならない。
- ② 再評価を行った場合に、人畜及び環境への安全性等が確認できないときは、その登録の内容（使用方法等）の変更又は登録の取消しを行うことができる。
- ③ 農薬製造者から毎年報告を求める等により、人畜及び環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、その登録の内容の変更又は取消しを行うことができる。

(2) 農薬の登録審査の見直し (第 3 条第 2 項、第 3 項、第 6 項)

- ① 農薬の登録事項として、農薬原体に含有される有効成分以外の成分の種類、含有濃度等を追加し、既登録農薬の農薬原体の成分等と同等の農薬の登録申請については、申請資料の一部を省略できることとする（ジェネリック農薬の申請の簡素化）。
- ② ①のほか、農薬の登録事項として、次に掲げる事項等を追加する。
 - イ 使用に際して講ずべき被害防止方法（農薬使用者の防護装備等）
 - ロ 生活環境動植物への影響（現行は水産動植物への影響のみ）
- ③ 登録申請時には、信頼性を確保するための基準（いわゆる GLP 基準）に従って行われた試験の成績を提出しなければならない。
- ④ 特に必要性又は安全性が高い農薬については、優先的に登録審査を行う。

(3) その他改正事項 (第 1 条、第 14 条、第 39 条)

- ① 法律の目的として、農薬の安全性その他の品質の確保を図ることを明確化する。
- ② 農林水産大臣は、登録を受けた農薬に関する情報を公表するとともに、製造者又は輸入者は、登録の変更・取消し・失効について、販売者及び農薬使用者に周知するよう努める。
- ③ 農林水産大臣は、農薬登録時等に、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

III 施行期日

平成 30 年 12 月 1 日（ただし、(2) ②については、令和 2 年 4 月 1 日）

農薬取締法の一部を改正する法律の概要

(平成30年法律第53号)

平成30年6月15日公布

背景

○ 農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要

○ より効率的な農業への貢献

良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要

※ なお、農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直すこととされている。

目指す姿

国民にとって、農薬の安全性の一層の向上

農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、
③農産物の輸出促進

農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

法律の概要

1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。なお、現行の再登録は廃止する。

(第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条)

2 農薬の登録審査の見直し

(1) 農薬の安全性に関する審査の充実

① 農薬使用者に対する影響評価の充実

② 動植物に対する影響評価の充実

③ 農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入

(第3条第2項)

(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

(第3条第3項)

施行期日：平成30年12月1日（ただし、2（1）①及び②については、令和2年4月1日）

農薬の蜜蜂への影響評価法について

背景

- ・欧米では、蜜蜂の減少の原因として、栄養不足やダニ、病気、農薬等の複合的な影響が指摘されている。
- ・わが国でも、様々な原因が考えられている中、農薬の影響が疑われる蜜蜂被害が発生。現在、農家と養蜂家との情報共有等の被害軽減対策を進めており、更なる取組が必要。

評価の現状

- ・蜜蜂(成虫)が直接農薬に暴露した場合や農薬を浴びた花粉・花蜜を食べた場合の毒性の強さを評価（ハザード評価）。
- ・ラベルに**注意事項**（蜜蜂の巣箱やその周辺にかからないようにする等）を設定。

新たな評価法のポイント

- 使用方法に従って農薬を使用した際に、蜜蜂が農薬に暴露した量や農薬を浴びた花蜜等を摂取した量も考慮して評価（リスク評価）。
- 巣箱を浴びた花粉・花蜜の巣への持ち帰りによる影響(幼虫等)への影響も評価。**
- を用いた影響評価（第1段階評価）と蜂の評価（第2段階評価）の2段階で評価。**
- 「蜜蜂への毒性の強さ」と「蜜蜂への農薬暴露量」を比較。

評価法の枠組み

【第1段階評価】

- 蜜蜂への毒性の強さ**
- 毒性指標
 - 室内での蜜蜂の毒性試験成績を基に以下の毒性値を設定
 - ・成虫接触毒性
 - ・成虫経口毒性
 - ・幼虫経口毒性

比較

蜜蜂への農薬暴露量

- 推定暴露量
 - 暴露経路や農薬の使用方法を考慮した、蜜蜂が浴びたり摂取したりする量を予測式により推定
- 使用方法に従い**実際に測定した暴露量**も考慮
- 使用方法の変更等の**リスク低減措置**による暴露の軽減も考慮

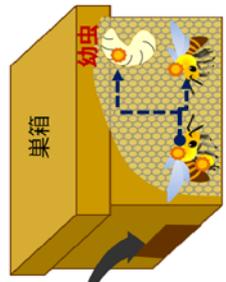
既存の評価の暴露経路

- ・農薬を直接浴びた蜂
- ・農薬を浴びた花粉・花蜜に接触した又はこれらを食べた蜂



新たな評価で想定する暴露経路

- 農薬を浴びた花粉・花蜜を持ち帰る蜂



【第2段階評価】

蜂群を用いた試験で、死亡率、卵から成虫までの巣内の生育状況、行動異常等を総合的に評価

【登録可能】

暴露量が蜂群の維持に支障を及ぼさない場合

【登録不可】

暴露量が蜂群の維持に支障を及ぼす場合

参考 1

【参考】

[以下の詳細は、「みどりのたより 73号(2018.12.20) 34頁～」既報済み]

今般の農薬取締法改正に伴う対応事項について

1 基本的な考え方

今般の農薬取締法改正では、農薬の登録審査の充実等が大きな見直しの内
なっていますが、販売者、使用者など全ての農薬を取り扱う者が販売及び
使用の規制に従い、適正に取り扱うことで、農薬の安全性は確保されます。

このため、都道府県におかれては、今般、法令改正があった以下に掲げる
農薬の販売及び使用の規制に関する事項について、農薬の販売者、使用者そ
れぞれに指導・周知をお願いいたします。

2 指導・周知いただきたい事項

(1) 農薬使用者

- ① 表示事項（ラベル）の遵守と農薬に対する理解の醸成による適正使用の
徹底
(法第27条、使用基準省令第2条関係)
- ② 農薬の表示方法について
(施行規則)
(参考) 農薬使用者に読みやすく、理解しやすい表示について
(施行規則)
- ③ ゴルフ場における農薬使用について
(使用基準省令第5条関係)
- ④ ~~無人航空機による農薬使用に当たっての使用計画書の提出~~
(使用基準省令第4条関係)

【注:補足情報】

2018/11/30 今般の改正では見送ることとされました。

- ⑤ 周辺環境に配慮した農薬使用の徹底
(使用基準省令第6条関係)
 - ⑥ 水田における農薬使用に当たっての流出防止措置の徹底
(使用基準省令第7条関係)
 - ⑦ 多年生植物について
(施行規則)
- (2) 農薬販売者
- ⑧ インターネットオークション等における農薬販売に対する
農薬販売届の徹底
(法第17条、施行規則)

みどりのたより バックナンバー(PDF版)
: <http://midori-kyokai.com/kanrisi/>



2 農薬の適正使用について

(1) 農薬の残留基準値超過事案や農薬の不適正使用事案への対応について

1) 現状

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農薬の適正使用の指導の更なる徹底を図ってきたが、依然として農薬残留基準値を超過する事例が散見される(過去5年間の平均で 24 件/年程度)。基準値超過の原因としては、適用に関する知識不足、ラベルの確認不足や思い込みによる適用のない作物への農薬の使用、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、隣接する作物への農薬の飛散(ドリフト)等が報告されている(別紙3-1)。

また、近年は生産・流通ルート別では、農産物直売所など農協を経由しないルートで販売される農産物における基準値超過もみられている。さらに、農薬残留基準値は超過していないものの、農薬の不適正使用も報告されている。

2) 発生時の対応

このような状況に鑑み、農林水産省は農薬の基準値超過事案や農薬の不適正使用事案への対応は、事案の発生した真の原因に則した再発防止策が講じられることが最も重要であると考え、まずは徹底的な原因究明を行っていただくようお願いしているところである。

このような事案が発生した場合には、農産物の購入者に対する健康影響や全国的な対応の必要性などの観点から、別紙3-2に示すとおり、状況の確認や必要に応じて出荷の自粛等の対応を講じていただくとともに、できるだけ速やかに農林水産省に第1報の提供をお願いしたい。

また、このような事案は、人の健康に被害をもたらす場合や産地への甚大な悪影響が懸念される場合等、その内容によっては、農薬の適正使用に対する信用を揺るがす、重大な事案につながりかねないため、迅速な情報共有をお願いしたい。

報告に当たっては様式の例を別紙3-3に示しているのので、これを参考としていただきたい(ただし、第1報については速報性が重視されることから、様式の記入が未完の場合であってもまずは速やかに情報提供いただきたい)。

なお、農薬の使用履歴がない場合は、農薬の種類や使用方法については使用者の記憶に頼るほかに、また使用者の思い違いによる誤使用の場合は、使用履歴と実際の使用方法が一致しない可能性もあり、原因究明が困難なケースもあると考えられる。

こうした場合には、検出された残留濃度、他の農薬も含む使用履歴その他周辺情報を総合的に勘案して、当該事案の発生原因として説得力のあるものであるかどうかを検討した上で、調査結果をご報告願いたい。

3) 原因究明と指導について

基準値超過や不適正使用事案(以下「基準値超過等」という。)が判明した場合、再発防止のための対策が講じられることが重要であり、以下の手順に沿った都道府県の迅速な対応が求められる。

- ・当該農産物を摂取した場合の健康影響の判断(通常は保健衛生部局対応)
- ・必要な場合、当該農産物の回収、出荷自粛等の措置(通常は保健衛生部局対応)
- ・基準値超過等が生じた原因の究明
- ・再発防止のための対策の実施

① 基準値超過等の原因究明

ア 基準値超過等の原因は、ラベルの確認不足等による適用のない作物への農薬の使用が大半。その他、使用時期、使用回数又は希釈倍数の誤り、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、隣接する作物への農薬の飛散(ドリフト)など。

イ 以下を念頭に、都道府県において踏み込んだ原因究明を行うことが、再発防止の第一歩。

- ・原因究明の目的は、違反を摘発して農業者を処罰することではない。同じ原因による基準値超過等が再発しないよう対策を講じるのが目的であり、何が真の原因であったのかの確実な見極めが不可欠。

- ・農薬の使用履歴や農家からの聞き取りに基づき構築された基準値超過等のシナリオが、問題の農産物中の残留レベルと比較して妥当なものであるかの検証が必要。(農薬対策室は、検証作業に協力する用意がある。)
 - ・基準値超過等の原因を安易に使用基準違反以外のところ(散布器具の洗浄不足、ドリフト等)に求めると、真の原因が見逃され、誤使用が放置される。
- ウ 最終的に結論が推定を含むものとなったり、原因を一つに絞りきれなかったとしても、類似の事例が蓄積されていく過程で一定の傾向が見えてくる可能性もあるので、詳細な検討を行った上で報告をお願いしたい。
- エ 基準値超過等の原因は、農薬登録の際に想定していない栽培体系や農薬の使用、作物残留試験で捉えきれなかった残留量のばらつきなどが原因となることも否定できず、このような可能性が示唆された場合は、国において農薬使用基準又は農薬残留基準値の変更も検討することとなる。

② 再発防止のための実効性のある対策の実施

基準値超過等は、その発生原因や再発防止対策等の情報を全国の関係者間で共有し、同じ過ちを起ささないようにすることが重要。

このため、基準値超過等に関する情報を、電子メール等を通じて全国の関係者間で適時に共有する仕組みとしている。

- ・農薬対策室は、都道府県の担当者からの報告に基づき、基準値超過等の発生した状況やそれを防止するためにとられた対策について、全国の都道府県の担当者に電子メールで適時に情報提供。(各地方農政局等の農薬担当者にも同時に送付。)
- ・都道府県においては、担当者宛てに提供される情報が現場で農家の指導に携わる者に活用されるよう、普及指導員等に適時に情報提供する等の対応をお願いする。

③ 健康影響に関する的確な判断に基づく回収、出荷自粛等

基準値超過等の判明した農産物の回収や出荷自粛等の措置は、通常は都道府県の保健衛生部局による対応となるが、農協等による出荷前検査で基準値超過等が判明した場合には、当該農産物の食品としての安全性や自主回収・出荷自粛等の措置について農薬担当部局の見解を求められることも考えられる。

その際には、特に ADI(許容一日摂取量)や ARfD(急性参照用量)が低い農薬の場合や残留濃度が基準値を大幅に超過する場合には、以下に留意が必要である。

- ・慢性影響の有無の判断に当たっては、当該農産物からの農薬の摂取量と ADI の単純比較ではなく、基準値超過等のあった品目以外の食品からの当該農薬の平均的な摂取量も考慮する必要。
- ・短期影響の有無の判断に当たっては、ARfD が設定されている農薬については、作物残留濃度のばらつきや当該農産物を一度に大量に摂取した場合も考慮して短期経口暴露量を試算し、ARfD との比較が必要。
- ・なお、基準値との比較や暴露量の試算に当たっては、農薬の有効成分のほか、その代謝物についても分析が必要な場合もあるので、出荷前の自主検査を行う JA の分析機関等における適切な対応が必要。
(農薬対策室は、都道府県からの要請があれば、上記の試算等に協力する用意がある。)

4) 農薬の適用作物名について

昨年度、一部地域において、「メロン」の栽培過程で副産物として生じる「漬物用メロン」に適用のない農薬が使用される事案が発生した。同名の作物であっても、収穫時期、作物の大きさや形状等の違いによっては、農薬の残留量が異なり、このような場合には、農薬の適用を分け、異なる使用基準を定めているところである。

この事案を受け、誤認を防ぐための指導の状況、また、その他の事例に関する指導の状況についての調査をご協力頂いたところ

調査結果については、農薬登録における誤認しやすい農作物の例を整理し、2019年度農薬危害防止運動実施要綱に反映(別紙3-4)。また、本年度、「茎ブロッコリー」と「ブロッコリー」の誤認による不適正使用の事案も発生している。

都道府県におかれては、農家等の農薬使用者に対して農薬の適用作物を誤認しないよう、改めて指導の徹底を図るようお願いする。

(2) 農薬の危害防止について

1) 農薬危害防止運動(農薬による危害防止対策)

戦後、有機リン剤(パラチオン等)を始め急性毒性の強い農薬の急速な普及に伴い、農薬散布者の中毒事故が相次いで発生したため、昭和28年から、農薬の使用機会が多くなる6月～8月に、主に農薬使用者への危害を防止することを目的として、国(農林水産省、厚生労働省及び環境省)、都道府県、特別区等が連携し農薬危害防止運動を実施してきた。

本運動では、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令の規定に基づいた遵守事項や農薬の性質等に関する正しい知識を普及させることにより、農薬の適正な販売、使用及び保管管理並びに農薬の使用時における周辺環境への配慮についての周知・徹底に取り組んでいる。

しかしながら、依然として、土壌くん蒸剤の作業管理不良による使用者や周辺住民への被害、農薬の不適切な保管管理に起因する中毒事故等が発生している。今年度の運動では、平成30年12月の改正農薬取締法の施行に伴い、新たに「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める(第27条より抜粋)」ことが規定されたことを受け、これを踏まえた運動が全国で一体となって推進されるよう、運動のテーマ「農薬を知る。理解する。適正に使う。」を掲げるとともに、重点指導項目を設けてより徹底した指導を行うこととした。

また、運動の実効性を向上させることを目的に、「平成30年度の総括・検証結果を踏まえた2019年度農薬危害防止運動の効果的な展開に当たって(令和元年5月16日付け元消安第141号消費・安全局農産安全管理課長通知)」に基づき、各都道府県においては、運動における目標の設定と取組の検証を実施いただいた。

各都道府県の取組の検証結果の共有を通じ、各都道府県が他地域における取組を参考にしつつ、自らの地域の課題に応じて、来年度以降の運動の実効性を更に向上させるよう検討いただきたい。

(3) 住宅地等における農薬使用

① 住宅地通知の概要

学校、公園、街路樹並びに住宅地に近接する農地等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにすることが必要である。このため、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第5号)第6条において、住宅地周辺における農薬使用に当たって飛散防止のために必要な措置を講じるよう努めることを規定している。

住宅地等における農薬の適正使用の取組を徹底するため、平成25年4月26日に以下の内容を掲げた「住宅地等における農薬使用について」(25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。)を制定した。

ア 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

- ・なるべく農薬を「散布」しない病害虫管理の実施
- ・予防散布及び現地混用の回避
- ・飛散低減対策の実施
- ・農薬使用前の周辺住民等への周知の実施 等

イ 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進

- ・植栽管理の委託業務仕様書に住宅地通知の遵守を規定
- ・農薬を使用する業務を委託する際の入札要件に農薬管理指導士等を規定

ウ 相談窓口の設置等の体制整備

- ・周辺住民等からの相談に、関係部局が相互に連携して対応できるよう相談窓口の設置等の体制を整備

② 住宅地通知の指導の実施状況

これまでも地方公共団体に対し、住宅地通知の幅広い周知や①ア～ウについて協力を要請してきたところであり、通知や研修会、講習会等の実施により更なる周知が図られてきたところ。

平成 30 年度の住宅地通知に係る研修会等の実施実績など、共有されている各都道府県の取組を参考に、周知先の範囲拡充や入札資格要件の設定など、住宅地通知に基づく一層の取組の徹底を図るようお願いする。

③ 通知の再周知

平成 29 年9月、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、6名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生した。

同様の事案が発生しないよう、農林水産省と環境省は各都道府県宛てに『「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について』（平成 29 年 10 月 25 日付け 29 消安第 3874 号・環水大土発第 1710251 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知。以下「再周知通知」という。）を発出した（別紙3-5参照）。

都道府県におかれては、再周知通知に記載の事案だけでなく、住宅地等における農薬使用による被害の発生を防ぐため、今後とも農業場面のみならず、学校、保育所、病院、公園等といった不特定多数の方が立ち寄る公共施設内の植物や街路樹等における農薬の適正使用の推進が図られるよう、それぞれの所管部局に対し、住宅地通知の再周知、指導及び理解増進の徹底をお願いする。

また、このための取組として、これらの部局の担当者を対象とした研修会等の積極的な開催をお願いする。

④ 相談窓口について

全ての都道府県において相談窓口が設置され、関係部局が連携して対応する体制が整備されている。引き続きの対応をお願いする。

⑤ 研修等

これまでも都道府県等が主催する講習会や研修会において住宅地通知に係る説明を行う際に講師として農林水産省職員を派遣している。

住宅地等における農薬使用による被害の発生を防ぐためにも、今後もしも要望があれば講師派遣を検討するので、都道府県においては再周知通知に記載したような事案の再発防止のためにも講習会及び研修会の積極的な開催をお願いしたい。

残留農薬基準値超過や不適正使用事案事例(平成31年4月1日～令和元年9月末日)

	品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因
1	こまつな	プロシミドン	殺菌剤	0.03	0.01	「こまつな」に登録があると思い込み、ラベルを確認せず適用外使用した。(使用基準違反(適用農作物))
2	茎ブロッコリー	①エマメクチン安息香酸塩 ②TPN	殺虫剤殺菌剤	-	①0.5 ②2	「ブロッコリー」と「茎ブロッコリー」では、農薬登録上の適用作物の区分が異なることについて、認識がなく、適用のない「茎ブロッコリー」に適用外使用した。(使用基準違反(適用農作物))
3	ごぼう	メタミドホス(農薬: アセフェート)	殺虫剤	0.02	0.005	特定できず
4	オクラ	インドキサカルブ	殺虫剤	0.02	0.01	別の農作物に使用した残液をラベルを確認せず適用外使用した。(使用基準違反(適用農作物))
5	きゅうり	ペンディメタリン	除草剤	検出せず	0.01	ラベルを確認せず適用外使用使用した。(使用基準違反(適用農作物))
6	いちご	①ベノミル ②チウラム	殺菌剤	-	①3 ②5	JAが受注した農薬と異なる農薬を誤発注・誤納品し、生産者はラベルを確認せず適用外使用した。(使用基準違反(適用農作物))
7	ミニトマト	クレソキシムメチル	殺菌剤	0.07	0.01	隣接して栽培していた作物に使用した農薬が飛散した。(ドリフト)
8	ミニトマト	カスガマイシン	殺菌剤	-	0.2	「ミニトマト」と「トマト」では、農薬登録上の適用作物の区分が異なることについて、認識がなく、適用のない「ミニトマト」に適用外使用した。(使用基準違反(適用農作物))
9	トマト	アセフェート	殺虫剤	0.08	0.03	特定できず
10	トマト	メタミドホス(農薬: アセフェート)	殺虫剤	0.03	0.02	特定できず
11	ほうれんそう	フルベンジアミド	殺虫剤	0.06	0.01	散布器具の洗浄不足
12	ししとう	メソミル	殺虫剤	-	0.7	ラベルを確認せず適用のない「ししとう」に適用外使用した。(使用基準違反(適用農作物))
13	イチジク	フェンピロキシメート	殺虫剤	-	0.5	農薬の使用基準(総使用回数)を守らずに使用した。
14	ほうれんそう	プロシミドン	殺菌剤	0.02	0.01	特定できず
15	パセリ	ボスカリド	殺菌剤	0.03	0.01	隣接して栽培していた作物に使用した農薬が飛散した。(ドリフト)
16	みつば	アセフェート	殺虫剤	0.059	0.01	散布器具の洗浄不足又は隣接して栽培していた作物に使用した農薬が飛散した可能性。(ドリフト)

- :分析は実施せず(不適正使用事案)

農薬残留基準超過事案や不適正使用事案発生時の情報提供について

農薬残留基準超過事案や不適正使用事案の発生

都道府県における対応

事案発生の把握
 ・保健所による収去検査
 ・JAの出荷前分析

当該農産物の回収、出荷自粛等の措置
 (通常は保険衛生部局対応)

生産者・圃場の特定、原因究明、当該生産者への指導

再発防止策の決定
 ・注意喚起文書発出、講習会開催、防除指針見直し等



農林水産省に随時情報提供
 (別紙3-3の様式に記載の項目について可能な限り情報提供)

事案発生を把握した時点での情報提供内容(第1報)

- ・対象作物名
- ・事案の判明日
- ・事案の概要
- ・今後の対応予定(立入予定等)
- ・収去日、収去場所
- ・生産地
- ・残留分析結果
- ・対象農薬名
- ・作物の回収の有無
- ・公表の有無
- ・公表予定日

第2報以降は随時情報提供

- 以下の項目は必須
- ・考えられる原因
 - ・都道府県による指導内容
 - ・再発防止策
- (注)第2報以降の情報と同じフォーマイルに追記して下さい。

29 消 安 第 3974 号
環水大土発第 1710251 号
平成 29 年 10 月 25 日

各都道府県農薬指導主管部長 殿
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長
[公印省略]

「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地及び森林等における農薬使用については、これまで、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「住宅地通知」という。）により、農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、今般、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより、6名の児童が体調不良を訴え、病院に搬送される事案が発生した。

本事案は、教育委員会が防除業者に作業を委託したものであり、担当者からの聞き取りによれば、以下の原因により発生したとのことである（別添）。

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。

このようなことから、今後、同様の事案が再発することがないよう、貴職より、地方公共団体の施設管理部局の担当者を含む、農薬使用者、農薬使用委託者、病虫害防除等の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者に対し、住宅地通知を再周知して頂くとともに、特に、以下の事項について指導の徹底をお願いする。

- ・ 農薬散布にあたっては、万が一にも子どもが農薬を浴びることがないように、学校敷地への散布は、児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮すること。
- ・ 農薬散布の情報は、周辺住民に対して事前に周知するとともに、施設管理者とその他職員間、施設管理者と委託された防除業者間で連携し、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報を共有すること。
- ・ 住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加するとともに、農薬の散布を委託した場合は、委託された防除業者等に住宅地通知を徹底させること。

小学校における農薬散布による被害事案について

1. 被害事案の概要

布 対 象: 小学校の敷地内にある樹木

農 薬: 有機リン系殺虫剤、展着剤

被 害: 児童が授業を受けている時間帯に農薬散布が行われ、体育館で授業に出席していた児童6名が、咳や気持ちが悪くなど体調不良を訴えた。

2. 被害発生までの経緯

- ・ 農薬散布の情報は、農薬散布の1週間前の職員打ち合わせで、実施日時が共有された。
その際、当日の午前中は外に出ないこと、午後も樹木や葉に触れないよう児童に指導するよう各職員に指示が行われた。
- ・ 職員室内にも散布日時が掲示され、事前周知はされていたが、保護者及び周辺住民に対しては、事前周知はされていなかった。
- ・ 農薬散布当日、学校側は散布前に校内放送で窓を閉めるように連絡、教員が校舎、体育館を巡回して目視で、窓が閉まっていることを確認した。
- ・ 防除業者は、校舎側の樹木の散布が終了したことを学校側に伝え、学校側は、その報告を受けて窓を開けて良いとの校内放送を行った。
- ・ その後、防除業者は、体育館周辺での散布を行ったところ、体育館で授業をしていた教員が放送を聞き、窓を開けて授業を実施していたため、体育館に農薬が入り込み、それを吸い込んだ児童が被害を受けた。(体育館で授業をしていた教員は、体育館の周囲で農薬が散布されることを知らなかった)

3. 被害が発生してしまった原因

- ・ 農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施したこと。
- ・ 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校内の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の詳細な情報の共有が不十分であったこと。
- ・ 教育委員会、小学校の施設管理者及び農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、住宅地通知の内容を十分理解していなかったこと。

4. 県が実施した指導の状況

市 : 小学校における農薬散布業務については、業務を業者に委託する場合であっても、業務委託者である市、小学校も農薬使用に関する責任を有していることから、関連する全ての者が、住宅地通知の内容に沿った対応をとり、農薬使用の必要性を十分検討の上で適切に実施し、万が一にも児童に健康被害を生じさせないよう指導した。また、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会等へ参加するよう指導した。

防除業者: 住宅地通知を再周知し、農薬を使用する際は危害防止に最大限配慮することを指導するとともに、県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会に出席するよう指導した。

(4) 蜜蜂への危害防止対策

1) 被害事例に関する調査・報告について

我が国における農薬の使用に伴って発生した疑いのある蜜蜂の被害事例は、平成 24 年度以前は、毎年、全国で数件程度の報告があったが、それらの事例と原因との関係についての十分なデータは把握できていなかった。

このため、農林水産省は、国内外で関心の高い農薬と蜜蜂の被害発生との関連性を把握し、事故の発生要因を考慮した被害軽減対策の検討に役立てるため、平成 25 年度から平成 27 年度までの3年間(平成 25 年 5 月 30 日～平成 28 年 3 月 31 日)で、農薬が原因と疑われる蜜蜂数の顕著な減少や大量の死虫の発生事例(以下「被害」という。)を調査し、被害の発生要因を解析することとした。なお、巣箱の周辺で採取された死虫は、FAMIC に送付して分析を行い、要因解析に活用した。

2) 蜜蜂被害事例調査(平成 25 年度～27 年度)の結果及び今後の取組について

3年間の調査結果を総合的に解析し、平成 28 年 7 月 7 日に公表した。

○被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の周辺で採取された死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの殺虫剤の多くは 水稻のカメムシ防除への使用することが可能なものであった。そのため、これらの死虫が、水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤を直接浴びた可能性が高いと考えられる。

○検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかった。

○蜜蜂の被害を軽減させるためには、農林水産省が、被害調査の中で都道府県に指導してきた以下の対策が有効であることが判明。

①農薬使用者と養蜂家の間の情報共有

- ・養蜂家は、巣箱の設置場所等の情報を農薬の使用者と共有する
- ・農薬の使用者は、農薬を散布する場合は、事前に、散布場所周辺の養蜂家に対し、その旨を連絡する 等

②養蜂家による対策(巣箱の設置場所の工夫・退避)

- ・水田に囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所では、被害発生の低減のためには、巣箱を置かないようにするか、水稻の開花期に巣箱を退避する 等

③農薬使用者による対策(農薬の使用の工夫)

- ・蜜蜂の活動が盛んな時間帯(8～12 時)の農薬散布を避け、できるだけ早朝、または夕刻に散布する
- ・蜜蜂が浴びにくい形の殺虫剤(粒剤の田面散布)を使用する 等

本結果を踏まえ、

①農林水産省は、以下の取組を実施。

- ・都道府県による対策の継続的な実施を促進する。
- ・水稻のカメムシを防除する時期(7月～9月頃)には、対策の実施を徹底し、注意喚起を行うため、都道府県に対し、通知を发出する。その際、水稻以外の作物についても、情報共有等の対策を行うよう注意喚起を行う。

②農林水産省は、上記の対策が有効であったかどうかの検証等のために、毎年、都道府県ごとに被害の件数等を把握。

なお、平成 30 年度の蜜蜂被害件数及び対策の検証結果については、令和元年 7 月 25 日付けで公表した。なお、被害が継続している地域において、農林水産省も都道府県等に協力して、地域で更なる被害防止対策の検討を実施した。

「令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」(令和元年 6 月 21 日付け元消安第 9120 号・元生畜第 207 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知)に示した調査を実施頂くとともに、引き続き情報交換の徹底や、地域の実態に合わせた対策に努めていただき、対策の有効性の検証等を行って頂くようお願いする。

「令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/attach/pdf/notice-3.pdf

3 疑義資材の対応について

(1) これまでの取組

- 1) 農薬登録を受けていないにもかかわらず、病虫害の防除効果を謳った資材や、農薬成分を含む資材(以下「疑義資材」という。)は、農薬取締法上は無登録農薬に当たることから、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成19年11月22日付け19消安第10394号消費・安全局長通知。以下「疑義資材通知」という。)に基づき、製造者等に対する指導・取締りを実施。また、農林水産省のHP上の「農薬疑義資材コーナー」に「農薬目安箱」を設置して、疑義資材に関する情報提供を広く受け付け。
- 2) 都道府県による農薬販売店の立入調査や農政局・県域拠点等による除草剤販売業者に対する点検調査等の機会を捉え、疑義資材は無登録農薬に当たるとを周知し、取り扱わないよう販売店に対して指導。
- 3) 農薬の適正な利用の観点から、「疑わしい資材を購入しない、利用しない」という考え方を生産現場へ周知徹底するため、都道府県等を通じてリーフレットを農薬使用者へ配布。

(2) 疑義資材への対応の現状と今後の進め方

1) 収集された疑義資材情報への対応

農薬目安箱、都道府県等から提供された情報は、疑義資材情報に当たるかどうかの確認を行った上で、可能な限り当該資材の製造者又は販売者を特定し、「疑義表示資材」(農薬としての効能効果を標榜している資材)については、地方農政局、県域拠点等から、農薬取締法、疑義資材通知等の周知及び表示の是正指導を実施。

一方、「疑義成分資材」(成分からみて農薬に該当し得る資材)については、地方農政局、県域拠点等が資材を購入し、農林水産省の農薬的資材に関するスクリーニング委託事業の中で有効成分及び含有量の分析等を行い、薬効が確認される含有量が確認された場合は立入検査等を実施。

2) 疑義資材の指導・情報収集について

① 販売者・生産者に対する指導等

引き続き、講習会や研修会等において、販売者に対しては登録された農薬以外の農薬を販売しないよう、また、生産者に対しては農薬の適正使用の指導の一環として、リーフレット等を活用し、病虫害の防除等を行う場合は登録された農薬を使用するよう指導の徹底をお願いします。

また、販売者に対する立入調査や使用者に対する巡回指導、立入調査の際には、疑義資材の販売、使用及び保管の状況をチェック項目とするなど効果的な調査等の実施をお願いします。

② 疑義資材に関する情報収集

日頃から販売店や生産者に対して、無登録農薬の販売や使用に関する情報を入手した場合は、都道府県に情報提供するよう依頼するなど体制を整備していただくようお願いする。

また、販売店に対する巡回指導、生産者や一般の方からの情報提供により得られた資材に関する情報は、最寄りの地方農政局、県域拠点等を通じて提供いただくようお願いする。

農林水産省において、疑義資材であるかは製品の表示や販促用チラシ等の内容を確認して総合的に判断している。製品の表示の写真を提供いただく場合は、製造者や販売者の表示も含め、製品全体の表示がわかるようお願いする。

判断のための情報が不足しているなどの場合には、情報を提供いただいた機関、団体等に対してさらなる情報提供を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

③ 病虫害防除に係る試験研究の成果等の普及に当たっての注意点

都道府県の試験場等における防除技術の開発に当たっては、農薬的効果を有する資材は、特定農薬に当たるものでない限り農薬登録がされなければ販売(譲渡を含む)も使用してはならないなどの農薬取締法に基づく規制を念頭に、技術の普及も含めて計画段階から慎重にご検討いただきたい。また、いわゆる耕種的防除に当たる技術であっても、成果の普及に当たって技術の背景について十分な説明がなされないと、耕種的防除に用いられる資材が「農薬」であるとの誤解を招きかねないので、十分にご注意願いたい。

試験研究の実施を計画している資材が疑義資材に該当する可能性があるか確認したい場合は、早い段階で地方農政局等に照会願いたい。

(3) 近年の対応事例

- 1) 農薬的資材に関するスクリーニング事業において分析した資材に農薬成分(ピレトリン類)が含まれていることが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例(別紙4-1)
- 2) 疑義表示資材に対する是正指導時に、指導対象者が農薬成分(ピレトリン類)を混入したことが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例(別紙4-2)
- 3) 都道府県の指導者が生産現場で登録されていないナフタリンを含む資材が農作物等を害する病虫害の防除に使用されていることを発見し、販売者に対応した事例(別紙4-3)
 - ・当該事例については、その資材を輸入・販売する者に対して農薬取締法に基づく立入検査を実施したが、その資材を農薬として販売している事実は確認できなかったため、無登録農薬の輸入・販売として指導していない。
 - ・生産現場で農薬登録されていない資材が農薬として使用されていることを確認した場合は、その使用者が何に基づいて使用していたのか確認し、チラシ等があれば入手した上で情報提供をお願いする。
- 4) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、農業者が硫黄を有効成分とする登録農薬を原料にしてショウガの根茎腐敗病を防除することを目的とした製品を製造・販売した事実を確認した事例。(別紙4-4)・本事例は、当該製品はごく少数の個人に直接販売され、使用による人畜や農作物への被害等のおそれがないことから、農林水産省 HP で公表をしていない。

4 インターネットを利用した農薬の販売に対する対策について

(1) 背景

インターネットを活用すれば、容易に商品の購入・販売が可能である。しかしながら、対面で現品を確認できないため、多種多様な問題や被害が発生している。特に、不特定の個人間の取引が多いインターネットオークションは、法の規制を知らないまま取引される可能性がある。

農薬の販売については、農薬取締法において、販売者の届出、販売禁止農薬の規制等を定めているが、インターネット上で不適切な農薬の販売事例が確認されている。

そのため下記のとおり、インターネットを利用した農薬の販売について対策を講じている。

(2) 対策

1) 不適切な農薬の出品の未然防止

① 都道府県

- ・都道府県を通じて、インターネットの利用を含む農薬の販売及び購入に関する注意事項を農薬の販売者及び使用者に対して改めて周知して頂くようお願いする。

その際は、農林水産省ホームページの農薬コーナーに掲載した農薬販売者向け及び購入者・使用者向けの「農薬の販売」並びに「農薬の購入」に関する注意事項のページ等を活用していただきたい。(別紙5-1)

- ・また、平成 30 年の農薬取締法改正に伴い、農薬取締法施行規則で規定する販売者の届出様式の備考に下記の事項を追加したので、農薬の販売者等への周知をお願いする。

記

「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

② インターネットオークションの主催者等

農水省からインターネット通販の関係団体を通じて、インターネットにおける農薬の販売並びに購入に関する注意事項を周知するとともに、インターネットオークションの主催者に、下記の取組について協力を依頼¹⁾す。

- ・農薬取締法上の農薬の販売に関する取扱いを取引ガイドライン等に明記
- ・農薬取締法上の販売禁止農薬が出品された際の当該出品物の取り下げ
※これまで、以下のサイトに農薬の販売に関する取扱いが掲載。
- ・ヤフオク! : (お知らせ) 農薬の出品について
https://auctions.yahoo.co.jp/topic/notice/other/safe/post_2236/
- ・ラクマ: (ラクマのルール) 禁止商品リスト https://fril.jp/guide/manners/#forbidden_items
- ・メルカリ: (メルカリガイド) 禁止されている出品物
https://www.mercari.com/jp/help_center/getting_started/prohibited_items/#a28
- ・アマゾン: (プログラムポリシー) 規制対象商品
<https://sellercentral.amazon.co.jp/gp/help/external/help.html?itemID=D3XAGGJX2T2NRCK>
- ・ジモティー: 出品禁止物ガイドライン <https://jmt.y.co.jp/inhibition>

2) インターネットオークション等における農薬出品者への販売届に関する周知

インターネットオークションにおいては、個人で農薬を出品している事例が多く見られるが、このような個人の出品者は、都道府県知事に販売を届け出していない可能性がある。

また、オークションサイト上では農薬の出品者が販売を届け出ているかを確認することが出来ない。

このため、インターネットオークションにおける農薬の出品者に対して農薬の販売にかかる農薬取締法の取扱いについて周知を行う必要があることから、北海道農政事務所、各地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び消費・安全局農産安全管理課農薬対策室において、農薬の出品者に周知を行っている。

今後は、都道府県とも連携をし、周知を強化したいと考えているので、ご協力をお願いする。

〈農林水産省・関連サイト〉

【別紙5-1『農薬の販売』】:https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku_hanbai.html

【別紙5-2『農薬の購入』】:https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku_kounyuu.html

5 農薬として使用することができない除草剤の販売等について

(1)背景

農薬取締法は、農業生産の安定と国民の健康の保護等を目的としており、農作物等を害する雑草や病害虫の防除に用いられる薬剤等を「農薬」として定義し、効果と安全性を審査した上で登録している。

このため、農作物等を保護する目的以外で用いられる農薬に該当しない除草剤(農薬取締法第22条第1項に規定する農薬以外の除草剤であって除草に用いられる薬剤。以下同じ。)については、農作物に使用されないよう、

農薬取締法では、

- ① 農薬に該当しない除草剤を販売する者に対し、農薬として使用できない旨の表示をする義務を課す(法第22条)とともに、
- ② この表示に反して、農薬として使用した場合には、無登録農薬の使用として、罰則が科されることとなっている(法第24条)。

農林水産省では、「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」(平成31年3月28日付け通知)(別紙6-1)に基づき、農薬取締法の規制について周知するとともに、規制が確実に遵守されるよう、北海道農政事務所、各地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局が販売店を巡回し、農薬ではない旨の表示を見やすく掲示すること、登録された農薬と区別して棚を分けて陳列することなどを指導している。

また、都道府県においては、農薬の販売者や使用者に対して、適正な販売や使用の指導を行っていただいている。

(2)対策

平成 30 年の農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、「非農耕地用除草剤が農薬として使用されないよう表示の徹底や販売店に対して十分な指導を行うこと」とされた。

また、近年、農薬に該当しない除草剤は、一般消費者が入手しやすいドラッグストアや 100 円ショップ等で取り扱いが増えており、これらの店舗はチェーン店が全国的に展開されている。

こうした状況を踏まえ、

- ①ドラッグストアや 100 円ショップ等のチェーン店への指導の重点化
- ② 一般の消費者等に広く、農薬に該当しない除草剤に対する規制内容を紹介するホームページの作成
- ③農薬危害防止運動等における農業者を中心とした農薬使用者への周知の徹底を行うことにより、農薬に該当しない除草剤が農作物に使用されないよう指導の徹底に取り組んでいる。

1) 通知「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」の発出

農薬に該当しない除草剤は、ドラッグストアや 100 円ショップ等において、多く販売されるようになっていたほか、インターネットを通じた販売・購入も容易になっている。

また、農薬に該当しない除草剤の容器・包装や販売所における「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用できる(例:公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる)との誤解を与える事例が確認されている。

これらの状況を踏まえ、新たに「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」(平成 31 年 3 月 28 日付け薬生薬審発 0328 第 8 号・30 消安第 6268 号・2019 製化管第 32 号・環企発第 1903287 号・環水大土発第 1903281 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知。以下「除草剤通知」という。)を発出し、関係者に対して、農薬に該当しない除草剤の販売等に関する留意点等について改めて周知を行っている。(「非農耕地専用と称する除草剤の販売等について」(平成 15 年 2 月 28 日付け通知)は廃止。)

2) ホームページの作成

農林水産省ホームページの農薬コーナーに「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」のページを作成し、通知「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」を掲載している。

また、一般の消費者等に広く、農薬に該当しない除草剤に対する規制内容を紹介するため、「チラシ(販売・使用に関するお願い)」(別紙 6-2)を掲載している。

3) 2019 年度農薬危害防止運動における周知

2019 年度農薬危害防止運動実施要綱において、実施事項として、「農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導」を依頼した。

都道府県においては、農薬の販売者に対して、農薬に該当しないの除草剤を販売する場合は、農薬として使用できない旨の表示を行うことなどを周知するとともに、特に、農薬使用者に対して、農薬に該当しない除草剤を農作物等の栽培・管理に使用しないよう、農薬危害防止運動や農薬使用者を対象とした講習会、啓発活動等を通して、引き続き指導の徹底をお願いする。

薬生薬審発 0328 第 8 号
30消安第6268号
2019製化管第32号
環保企発第 1903287 号
環水大土発第 1903281 号
平成31年3月28日

別記宛

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
経済産業省製造産業局化学物質管理課長
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

農薬として使用することができない除草剤の販売等について

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)においては、法に基づく登録を受けていない農薬を農作物等^(注)の病虫害又は雑草の防除のために使用することを禁止しており、農薬に該当しない除草剤(法第 22 条第 1 項に規定する「農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤」をいう。以下同じ。)を農作物等の栽培・管理に使用した場合には、その使用者は罰せられることとなっています。また、農薬に該当しない除草剤は、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。)及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。)による規制の対象となる場合があります。

これまで、農薬に該当しない除草剤については、道路、駐車場、グラウンド等において農作物等の栽培・管理以外の目的で使用されるものとして、「非農耕地専用と称する除草剤の販売等について」(平成 15 年 2 月 28 日付け医薬化発第 0228001 号、14 生産第 9524 号、15 製化管第 139 号、環保企第 211 号、環水土第 35 号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長、農林水産省生産局生産資材課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省総合環境政策局環境保健部企画課長、環境省環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室長通知。以下「非農耕地用除草剤通知」という。)により、関係者に販売等に当たっての留意点の周知をお願いしてきましたが、

- ① 近年、農薬に該当しない除草剤が、ドラッグストアやいわゆる 100 円ショップ等において多く販売されるようになっており、また、インターネットを通じた販売・購入も容易になっていること
- ② 農薬に該当しない除草剤の「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用することができる(例:公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる)との誤解を与える事例も発生していること

等を踏まえ、下記のとおり、農薬に該当しない除草剤に関する留意点等について改めてお知らせするので、貴社におかれては、傘下の店舗に対し(貴会におかれては、傘下の会員に対し)^{*1}周知方お願いします。

なお、本通知の発出に伴い、非農耕地用除草剤通知は廃止します。

(注)「農作物等」とは、栽培の目的や肥培管理の程度の如何を問わず、人が栽培している植物を総称するものです。その植物の全部又は一部を収穫して利用する目的で栽培している稲、麦、かんしょ、ばれいしょ、豆類、果樹やそ菜類、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花卉、公園の植栽、街路樹、ゴルフ場の芝のほか、山林樹木も含まれます。

記

- 1 農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、次の点に留意すること。
 - (1) 法第22条第1項に基づき、農薬に該当しない除草剤の容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。
 - (2) 法第22条第2項に基づき、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、農薬として使用することができない旨を表示すること。「農薬として使用することができない旨」の表示を行う際には、以下の例を参考に、具体的に使用できない対象を付記するなど分かりやすい表示を行うこと。

【分かりやすい表示の例】

 - ・こちらの除草剤は、農薬として使用することができません。
 - このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

【誤解を与えやすい表示の例】

 - ・こちらの商品は、非農耕地専用の除草剤です。農耕地には使用できません。
 - (3) 農薬に該当しない除草剤を農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意するよう努めること。

【取組の例】

 - ・農薬に該当しない除草剤と農薬登録のある除草剤を明確に区分して陳列。
 - (4) 農耕地以外の場所であっても、農薬に該当しない除草剤は、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨(例:公園、緑地等の植栽管理に使用することができない)の周知に努めること。

【取組の例】

 - ・レジや売り場で、農薬に該当しない除草剤を農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理に使用しないよう購入者に説明。
 - (5) 農薬に該当しない除草剤をインターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイト上で農薬として使用することができない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。
 - (6) 農薬に該当しない除草剤を、農作物等の栽培・管理のために使用すること、農作物等の栽培・管理のために使用することを前提として販売すること、又は法第3条第1項の登録を受けている農薬と誤認させるような宣伝を行うことは、法により禁止されており、使用者又は販売者は罰則の対象となること。
- 2 農薬に該当しない除草剤の製造、輸入、販売又は授与に当たっては、農薬に該当しない除草剤の中にはパラコート等、毒劇法における毒物又は劇物に該当するものがある場合があるので、毒物又は劇物については、毒劇法を遵守するとともに(参考資料2参照)、次の点に留意すること。

毒物又は劇物の譲渡にあたっては、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行った上で、さらに、毒物又は劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。

 - (1) 一般家庭において使用することを目的とする者に対しては、毒物又は劇物の販売を自粛し、代替品購入を勧めること。
- 3 農薬に該当しない除草剤については、化審法第55条に基づく適用除外の対象とはならず、化審法に基づく規制が適用される場合がある。したがって、化審法の規制の適用の有無に十分注意し、化審法が適用される場合にはこれを遵守すること。

~~(参考資料1)農薬取締法関係条文(抜粋) (参考資料2)毒劇法上の適正な取扱いについて~~

『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会内
緑の安全管理士会 事務局 御中

住所、連絡先（勤務する事業所、所属会社等）等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日 20 年 月 日 認定番号 (No.)
氏名 ()
変更前の連絡先 ()

※ 下記の**変更事項**に○をつけてください。

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 <small>(ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入)</small>		2.経営母体名 <small>(ゴルフ場の方のみ記入)</small>
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
勤務先の所在地 <small>(郵便の送付先を記入)</small>	〒 (—) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒 (—) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

☆ ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆ 勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

● 「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください (FAX 可)。

● 当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513
E-mail：midori@midori-kyokai.com

◇ 緑の安全管理士に係る届出書式等

(1) 「連絡先等変更届出書」

<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1605.pdf>



(2) 「認定証書および認定証 紛失等再発行願い」

<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1605.pdf>



(3) 「理由書」 (更新研修会・出席困難)

<http://midori-kyokai.com/pdf/18riyusho.pdf>



- ・更新年次の更新研修会で出席の確認ができなかった場合は、資格喪失者として管理士名簿からは自動的に削除されます。
- ・資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、
- ・当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内します(1年遅れ扱い)。
 - ・提出はFAX、メールで結構です。

みどりのたより

第76号

発行日 2019年12月25日

発行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4 (全農薬ビル5階)

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http://www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com



バックナンバー(PDF版)

: <http://midori-kyokai.com/kanrisi/>

